

やまなし農業ルネサンス大綱



平成23年12月
山梨県

やまなし農業ルネサンス大綱の改定にあたって



本県農業は、高品質で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産活動を通じ地域社会に活力を与え、素晴らしい農村景観を形成するなど、様々な役割を果たしており、本県にとって重要な産業です。

このため、平成19年度に本県農業振興の基本指針である「やまなし農業ルネサンス大綱」を策定し、「担い手が育つ高収益な農業の実現」と「魅力ある活力に満ちた農村の創造」の2つの目標の実現に向け、各種施策に積極的に取り組んで参りました。

この結果、新規就農者や農業参入企業の増加、県産果実の輸出拡大など、農業分野でも新たな発展の芽が生まれています。

一方、農業・農村を取り巻く状況は、経済のグローバル化の進行、消費者ニーズの多様化など、大きく変化し、農業従事者の高齢化や長引く農産物価格の低迷などの課題を抱えています。

このような状況の変化に迅速かつ的確に対応し、本県農業の発展の芽を大きく育てていくため、この度大綱を改定いたしました。

本大綱では、目標年度を2年前倒し平成26年度とするとともに、「未来を支える多様な担い手づくり」、「戦略を重視した新たな販売ルートづくり」など、6つの施策の方向を柱としてそれぞれに新たに数値目標を掲げ、その実現に向けた施策の内容を示しています。

今後、大綱に基づく施策を着実に推進し、農家の方々が誇りと希望を持って生産活動に取り組める農業の実現を目指して参ります。農業者の皆様はもとより、市町村、農業団体など、農業関係者の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この大綱の改定に当たり、改定検討委員会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の方々に貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

平成23年12月

山梨県知事 横内 正明

目 次

I はじめに

1 大綱改定の趣旨	1
2 大綱の性格	1
3 大綱の期間	1
4 大綱の推進体制	1
5 大綱の進行管理	1

II 本県農業・農村の現状

1 本県の立地・気象条件	2
2 本県農業・農村の特徴	3
3 本県農業・農村の現状	4
(1) 農業者	4
① 農家戸数	
② 農業就業人口	
③ 認定農業者	
(2) 耕地	6
① 経営耕地面積	
② 耕地の整備状況	
③ 耕作放棄地面積	
(3) 農業生産	8
(4) 近年の特徴	10
① 新規就農者	
② 企業の農業参入	
③ 農業生産法人	
④ 農産物直売所	
⑤ 観光目的の多様化	
4 農業・農村を取り巻く情勢	13
(1) 国際化の進行	13
(2) 農業参入規制の緩和	14
(3) 農産物流通の変化	15
(4) 6次産業化の必要性	16
(5) 食の安全・安心への関心の高まり	17
(6) 環境問題への関心の高まり	18
(7) 農業の多面的機能に対する期待の高まり	19

Ⅲ 本県農業・農村の目指す方向

1 目指す将来像と目標	20
2 視点	21
3 施策の方向	21

Ⅳ 施策の方向

1 未来を支える多様な担い手づくり	24
(1) 新規就農者の確保・育成	25
① 就農誘導対策の充実	
② 就農定着支援対策の強化	
(2) 企業的経営の推進	26
① 認定農業者の確保・育成	
② 経営の法人化と大規模農業経営体の育成	
③ 企業の多様なニーズに応じた農業参入の促進	
(3) 担い手への農地集約化の促進	28
① 多様な担い手への農地利用集積の促進	
(4) 地域を支える営農活動の促進	29
① 農村女性の経営参画の推進	
② 定年帰農者等の活動促進	
③ 地域の農業を支える農業者組織等の育成	
2 戦略を重視した新たな販売ルートづくり	31
(1) 農産物の販売戦略の推進	32
① やまなしブランドの強化	
② オリジナル品種の産地化の推進	
③ マーケティング力の強化と販売促進活動の展開	
④ 新たな分野への販路開拓	
(2) 県産果実の輸出戦略プランの推進	34
① アジア諸国への輸出の拡大	
② 輸出向け生産出荷体制の整備	
(3) 農業の6次産業化の推進	36
① 6次産業化モデルの育成	
② 県産農産物を活用した新たな加工品開発の推進	
(4) 地産地消の推進	37
① 農産物直売所の販売力の強化	
② 地元農産物への理解の促進と利用の拡大	

3 次代につながる力強い産地づくり	39
(1) 果樹産地の強化	39
① 果樹生産基盤の再生	
② 果樹経営支援対策の推進	
(2) ワイン産地の育成	41
① 優良品種・系統の選抜	
② 栽培技術の確立と指導體制の充実	
③ 醸造用原料ぶどう栽培の拡大	
(3) 競争力ある産地づくりを目指した基盤整備の推進	42
① 農業生産基盤の整備推進	
(4) 特色ある産地づくりの推進	43
① 水 稲	
② 野 菜	
③ 花 き	
④ 畜 産	
⑤ 水 産	
⑥ 地域特産物	
(5) 産地の競争力強化に向けた技術の開発と普及	47
① 高品質・安定生産技術等の確立	
② 産学官の連携による技術開発の推進	
③ 研究成果や技術情報等の迅速な普及	
4 消費者から信頼される安全で優れたものづくり	49
(1) 環境にやさしい生産方式への転換	49
① 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の推進	
② 有機の郷づくりの推進	
③ 有機性資源の利活用の推進	
(2) 安全・安心な農産物の生産・供給	51
① GAP(農業生産工程管理)等の導入推進	
② 安全・安心に関する情報提供	
③ 適正な食品表示の徹底	
④ 家畜等の疾病対策と防疫体制の強化	
⑤ 農薬等の適正使用の推進	
(3) 食育の推進	54
① 学校・保育所等での食育の推進	
② 食育推進体制の整備と県民運動の展開	

5 自然と調和した美しい里づくり	56
(1) 美しい農村景観保全の推進	56
① 農地や農業用水等の維持保全	
② 環境との調和に配慮した基盤整備	
③ 農業・農村における再生可能エネルギー等の活用推進	
(2) 中山間地域の活性化の推進	58
① 集落機能の強化による多面的機能の確保	
② 農村の生活環境の整備	
(3) 耕作放棄地の発生防止と有効活用	59
① 耕作放棄地対策の計画的な推進	
② 多様な担い手への利用集積と基盤整備の推進	
③ 耕作放棄地の多様な活用の促進	
(4) 鳥獣害防止対策の強化	60
① 地域ぐるみによる防止対策の推進	
② 効果的な被害防止施設の整備	
③ 適正な個体数の管理	
6 観光と連携したふれあいの里づくり	63
(1) 都市農村交流の推進	63
① 地域資源や食材の活用	
② 多彩な体験メニューの提供	
③ 観光農業に適した作目・品種、栽培方法の導入推進	
(2) 交流拠点等の整備と農村情報の発信	65
① 魅力ある交流施設等の整備	
② 農村情報の県内外への発信	

V 地域別重点推進事項

1 中北地域	67
2 峡東地域	70
3 峡南地域	73
4 富士・東部	75

*** 参考資料**

1 やまなし農業ルネサンス大綱改定の経緯	78
2 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会設置要綱	79

I はじめに

1 大綱改定の趣旨

本県の農業は、生産者のたゆまぬ努力により、ぶどう、もも等日本一の生産量を誇る果樹を中心に発展してきましたが、近年は、農業収入が減り続けるとともに、農家は後継者不足に悩み、経営耕地の縮小が見られています。

こうした状況を打開し、山梨農業の再生に向けて、本県の恵まれた自然や大消費地に近い有利性を活かした取組を進めるため、平成19年に本大綱を策定し、農業振興施策を展開してきました。

この4年間で、農業を巡る環境は、経済のグローバル化や農業参入の規制緩和、戸別所得補償制度の本格実施、6次産業化施策の展開等、大きく変化しています。

このため、本大綱を改定し、今後、重点的に取り組む施策をスピーディーに実行していきます。

2 大綱の性格

本大綱は、本県農業の将来像をはじめ、今後、農業分野で重点的に取り組む施策の内容、具体的な数値目標等を示すものであり、農業振興の基本指針となるものです。

また、農業者をはじめ、農業団体や市町村等の自主的な取組を促進し、それぞれの活動指針として活用されることを期待します。

3 大綱の期間

本大綱の期間は、平成19年度から平成26年度までの8年間とし、工程表は平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

4 大綱の推進体制

本大綱が目指す将来像を実現するため、農業者はもとより、消費者や市町村、JA等関係団体との緊密な連携と協調の下、一体的な取組を推進します。

特に、担い手の確保・育成や耕作放棄地の再生活用等については、市町村、農業委員会、農業会議と、また、輸出の促進や京浜市場等大消費地における販路拡大等については、JAと連携し、推進します。

5 大綱の進行管理

本大綱に位置付けられた施策・事業を確実に実施するため、進行管理を行うこととし、数値目標や施策の進捗状況等について、毎年度公表するとともに、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 本県農業・農村の現状

1 本県の立地・気象条件

本県は本州のほぼ中央に位置し、総面積は 4,465km² で、我が国の総面積の約 100 分の 1 に当たり、県土の 77.5%を森林が占めています。

周囲は急峻な山々に囲まれており、北東部に秩父山塊、西部に 3,000m 級の山々からなる南アルプス、南部には日本一の高峰富士山(3,776m)、そして北部には八ヶ岳、茅ヶ岳からの台地が広がっています。

また、県土が大消費地から 150km 圏内に位置することから、農産物の流通・販売や、ぶどう狩り、さくらんぼ狩り等の観光農業を営むのに恵まれた条件にあります。

本県の気候は、昼夜や夏冬の気温較差が大きく、また、年間降水量が 1,135mm と少なく、日照時間が年 2,183 時間と長い内陸性気候の特徴を示しています。

山梨県の土地利用（平成 20 年 10 月現在）

総面積	4,465km ²	最低点標高	80m
森林面積割合	77.5%	(南部町富士川)	
農地面積割合	5.7%	最高点標高	3,776m
宅地面積割合	4.0%	(富士山)	
その他用地の面積割合	12.8%	平均標高	1,060m

山梨県企画県民部資料他

山梨県の気温、降水量、日照時間

	年平均気温	最低・最高月別平均気温	一日の気温較差	降水量	日照時間
甲府	14.7℃	最低月(1月) 2.8℃ 最高月(8月) 26.6℃	10.5℃	1,135.2mm	2,183.0hr
(参考) 東京	16.3℃	最低月(1月) 6.1℃ 最高月(8月) 27.4℃	7.0℃	1,528.8mm	1,881.3hr

※1日の気温較差は、年平均最高気温と年平均最低気温の差 気象庁：気象平年値(1981～2010)

2 本県農業・農村の特徴

本県では、果樹を中心に、水稻、野菜、花き等が生産されています。果樹が農業生産額の5割以上を占め、生産量が日本一のぶどう、もも、すももをはじめ、おうとう、かき、りんご、うめ等多くの種類が栽培されています。

地域別にみると、甲府盆地の東部、西部では果樹栽培、中央部から南部にかけては、なす、スイートコーン等の露地野菜やトマト、きゅうり等の施設野菜の栽培、北西部では水田農業が中心に営まれています。八ヶ岳南麓や富士北麓では、高原野菜の栽培や畜産、峡南では茶の栽培が、さらに県内各地で、洋らん、シクラメン、バラ等の花き類の栽培が行われています。

また、四方を山に囲まれ、約3分の2の農地が中山間地域にあるという不利な条件の中でも、生産性の高い農業が展開されていることから、10a当たりの生産農業所得は、全国でも常に上位に位置づけられています。

このような農業が営まれることで、本県の農村は多彩な景観を織りなし、「桃の花が一面に咲き誇る果樹園」、「傾斜地に広がるぶどう棚」、「周りの山々を背景に稲穂が実る水田」等の景観は、県民だけでなく来県者の心を潤す貴重な財産となっています。

主な県産農産物の生産量、全国シェア等

品目	生産量等	全国シェア	全国順位	備考
ぶどう	45,100 t	24.4%	1位	平成22年産
もも	47,900 t	35.0%	1位	平成22年産
すもも	6,580 t	31.5%	1位	平成22年産
おうとう	1,260 t	6.4%	2位	平成22年産
干し柿	2,256 t	20.5%	3位	平成20年産
クレソン	406 t	55.6%	1位	平成20年産
スイートコーン	9,220 t	3.9%	6位	平成22年産
夏秋なす	6,370 t	3.0%	12位	平成22年産
夏秋トマト	2,200 t	0.7%	30位	平成22年産
洋らん類	896 千鉢	5.1%	5位	平成22年産
水稻	27,900 t	0.3%	44位	平成22年産
肉用牛	7,240 頭	0.3%	37位	平成23年2月1日現在

農林水産省調査

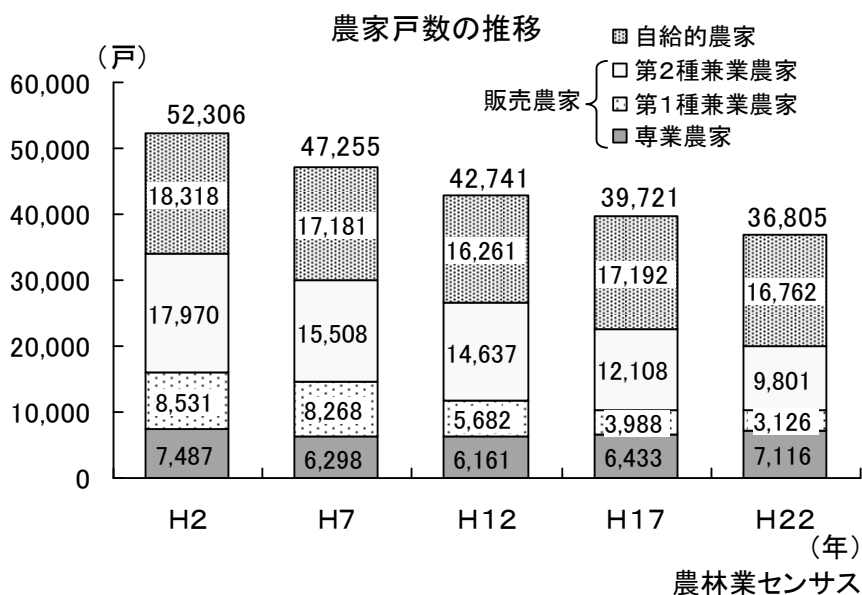
3 本県農業・農村の現状

(1) 農業者

① 農家戸数

平成 22 年の農家戸数は 36,805 戸で、平成 17 年に比べ 7%減少しています。内訳をみると、販売農家※1 及び自給的農家※2 とともにやや減少しています。

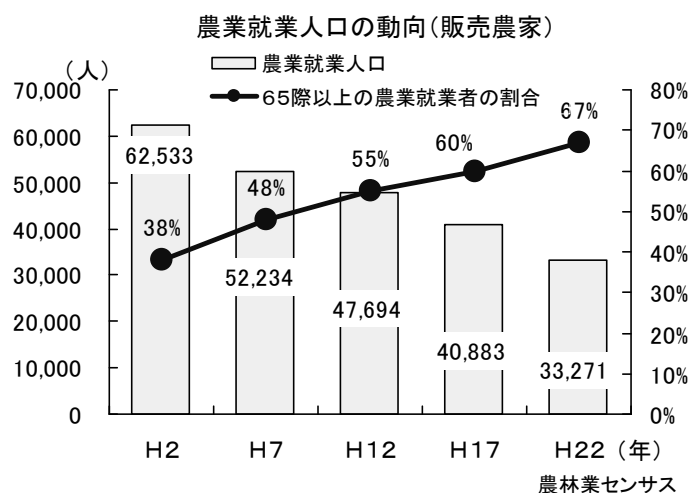
- ※1 販売農家：経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家
- ※2 自給的農家：経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家



② 農業就業人口

平成 22 年の農業就業人口※1 は 33,271 人で、平成 17 年に比べ 19%減少しています。このうち 65 歳以上の農業就業者の割合が平成 22 年には 67%となり、高齢化が進んでいます。

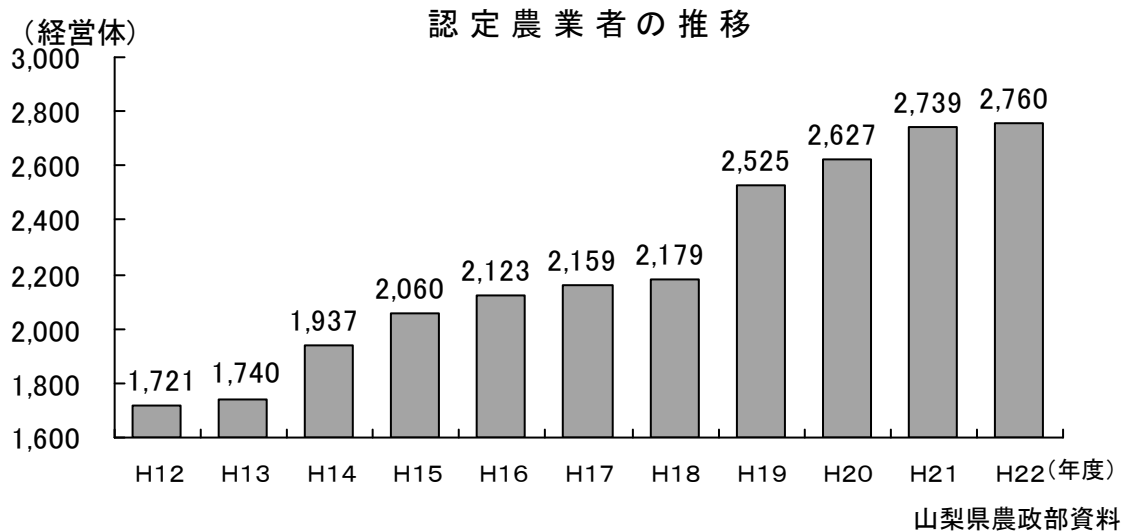
- ※1 農業就業人口：自営農業に従事した世帯員のうち、1 年間に自営農業のみに従事した者、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者



③ 認定農業者

農業生産の中核を担う認定農業者※1は、平成 22 年度末で 2,760 経営体で増加傾向にあります。

※1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、市町村が認定する効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者

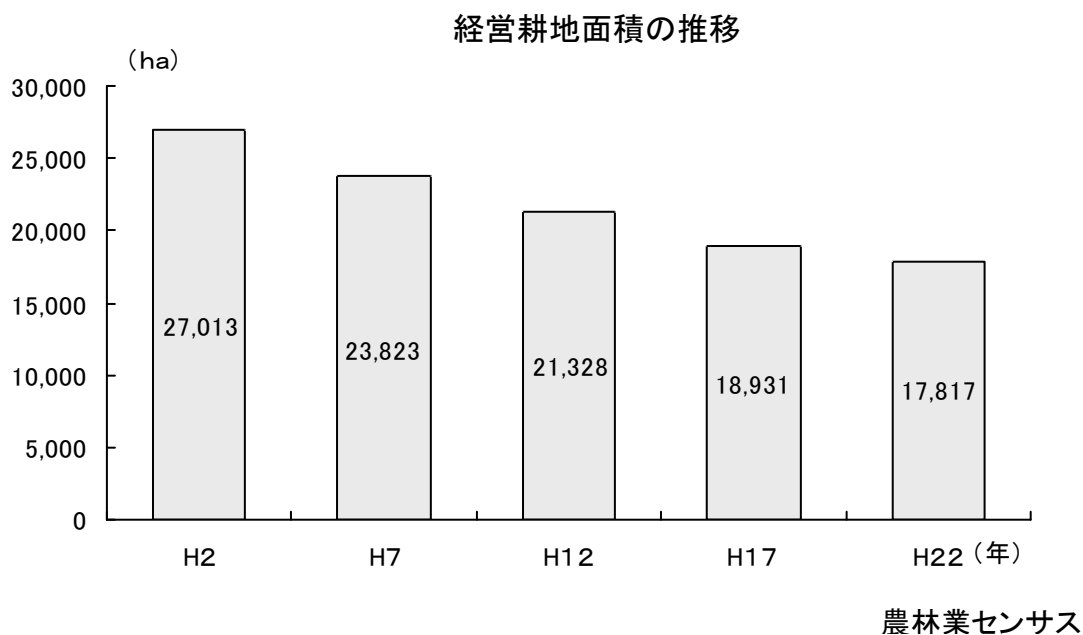


(2) 耕地

① 経営耕地面積

平成22年の経営耕地面積※1は17,817haとなっており平成17年に比べ6%減少しています。

※1 経営耕地面積：農家（経営耕地面積10a以上又は農業生産物の総販売額が年間15万円以上あった世帯）が経営する耕地の面積



② 耕地の整備状況

水田については、峡北地域を中心に整備が進んでおり、平成21年度までの水田の整備率は61.9%となっています。

一方、畑地の整備は水田に比べて遅れており、平成21年度までの畑地の整備率は、20.6%にとどまっています。

水田及び畑地の整備済面積※1と整備率※2

地目	地目別耕地面積の 県計	平成17年度まで		平成19年度まで		平成21年度まで	
		整備済面積	整備率	整備済面積	整備率	整備済面積	整備率
水田	8,770ha	5,289ha	60.3%	5,423ha	61.8%	5,427ha	61.9%
畑地	16,050ha	2,964ha	18.5%	3,097ha	19.3%	3,303ha	20.6%

※1 整備済面積：区画整理等の基盤整備を実施した耕地面積

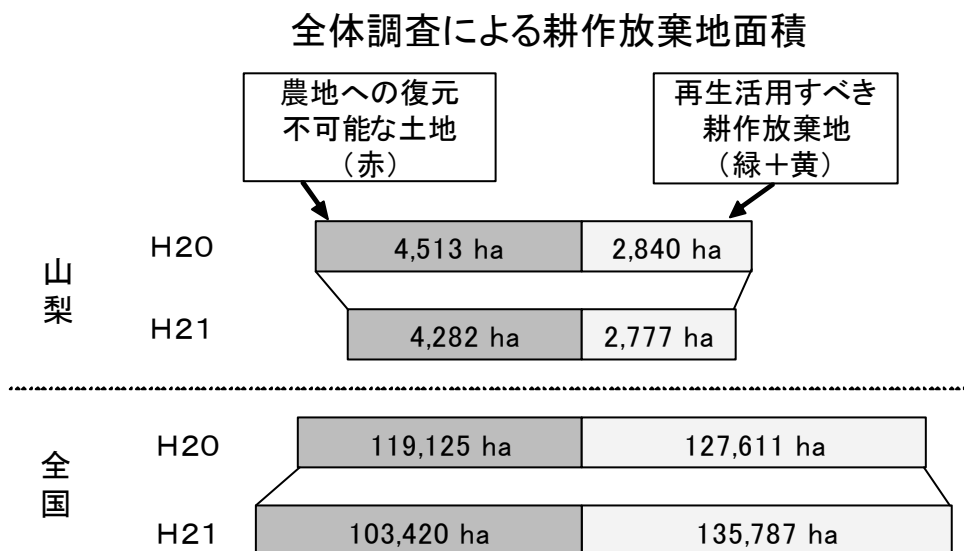
※2 整備率：整備済面積／地目別耕地面積

山梨県農政部資料

③ 耕作放棄地面積

平成 20 年度から、農業委員会の現地確認に基づく「耕作放棄地全体調査」※1を実施しており、耕作放棄地一筆ごとの実態把握がなされています。

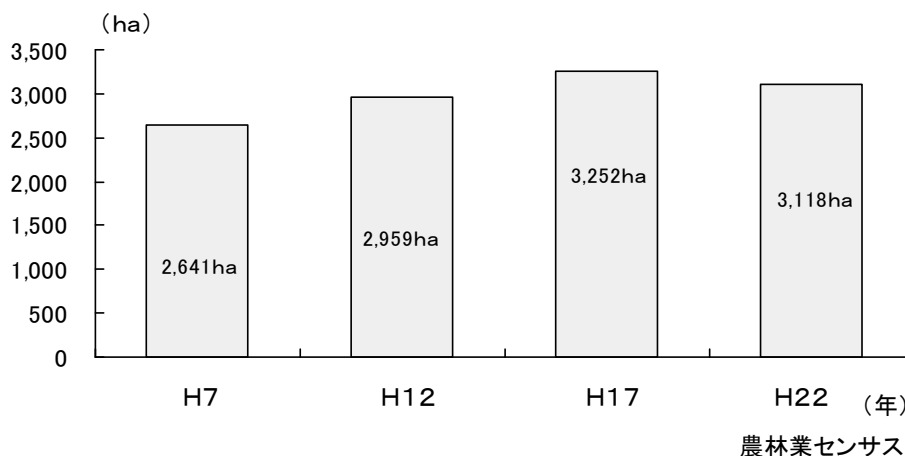
これによると、本県において再生活用すべき耕作放棄地面積は、平成 21 年度には 2,777ha で、前年度に比べ 63ha 減少しています。



※1 耕作放棄地全体調査により把握した土地は、以前耕地であったもので、実際の土地の状況からみて、現状では耕作できないものと市町村等が判断した土地で、農家の耕作の意思は確認していない。
 荒廃の程度等によって、緑：草刈り等で耕作可能、黄：基盤整備等を行えば農地利用可能、赤：農地への復元不可能、に3区分し、緑と黄の区分を対象に再生活用の施策を展開することとしている。

従来から耕作放棄地の指標として用いられてきた農林業センサス※2においても、本県の耕作放棄地面積は増加から減少に転じ、平成 22 年は 3,118ha となっています。

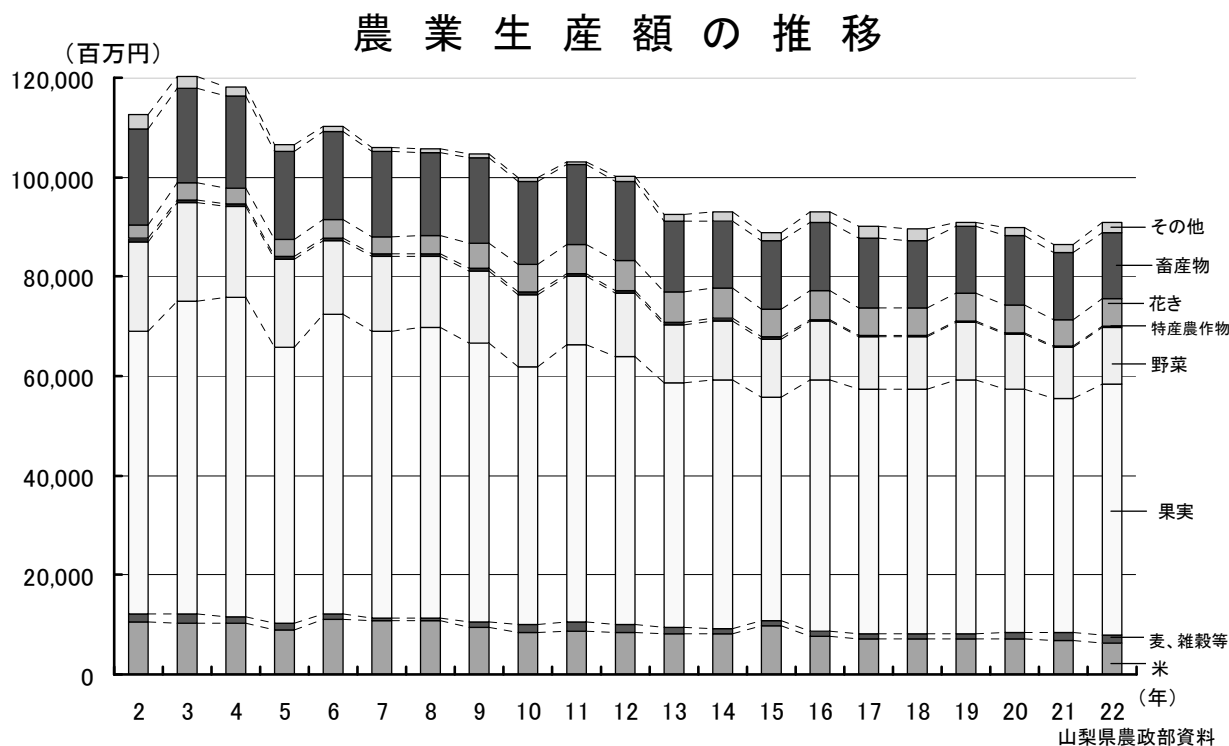
農林業センサスによる耕作放棄地面積の推移



※2 農林業センサスにおける「耕作放棄地」は、「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年間に再び作付けする考えのない土地」（原野化しているものは含めない。）との定義の下、農家等の意思に基づき調査、把握したもの。
 このため、全体調査が対象としている土地とは一致していない。

(3) 農業生産

平成 22 年の農業生産額は、908 億 9 千 6 百万円となっており、平成 17 年に比べ 0.8%増加しています。果実が 505 億円で全体の 55.6%を占め、続いて畜産物が 132 億円で 14.5%、野菜が 113 億円で 12.5%となっています。



農業生産額

単位：百万円、() は構成比%

項目	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
米	10,570 (9.4)	10,832 (10.2)	8,547 (8.5)	7,137 (7.9)	6,337 (7.0)
麦、雑穀等	1,457 (1.3)	646 (0.6)	1,531 (1.5)	1,060 (1.2)	1,542 (1.7)
果実	57,064 (50.7)	57,540 (54.3)	54,001 (53.9)	49,133 (54.4)	50,543 (55.6)
野菜	17,851 (15.9)	14,954 (14.1)	12,518 (12.5)	10,629 (11.8)	11,333 (12.5)
特産農作物	2,922 (2.6)	788 (0.7)	536 (0.5)	324 (0.4)	282 (0.3)
花き	2,750 (2.4)	3,635 (3.4)	6,088 (6.1)	5,548 (6.2)	5,427 (6.0)
畜産物	19,301 (17.2)	17,029 (16.1)	15,924 (15.9)	14,003 (15.5)	13,225 (14.5)
その他	576 (0.5)	587 (0.6)	1,067 (1.1)	2,344 (2.6)	2,207 (2.4)
計	112,491 (100.0)	106,011 (100.0)	100,212 (100.0)	90,178 (100.0)	90,896 (100.0)

山梨県農政部資料

水産業生産額

単位：百万円

項目	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
水産業	2,191	1,352	1,248	1,063	1,026

山梨県農政部資料

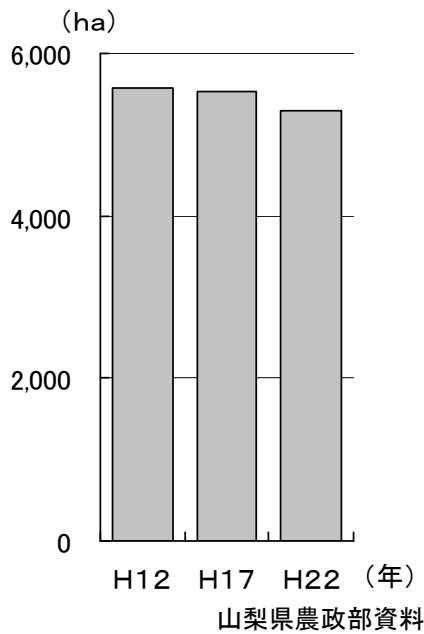
作物別栽培面積

単位：h a

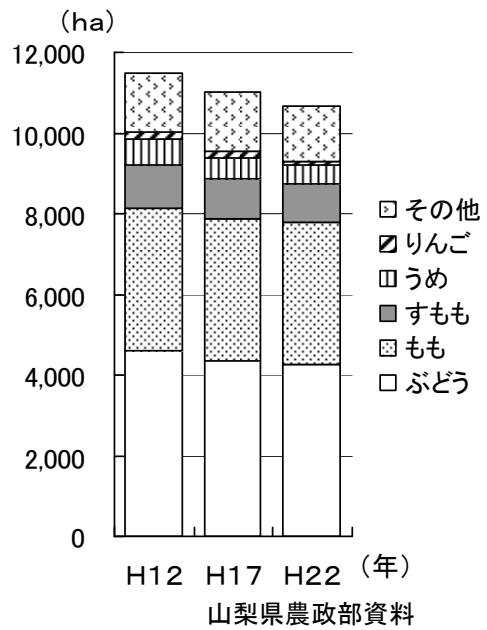
項目	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
米	7,050	6,708	5,572	5,540	5,290
麦、雑穀等	1,893	1,479	1,447	1,234	1,086
果 実	13,500	12,600	11,500	11,000	10,674
野 菜	4,995	4,367	3,860	3,476	3,171
花 き(a)	115	126	154	159	157

山梨県農政部資料

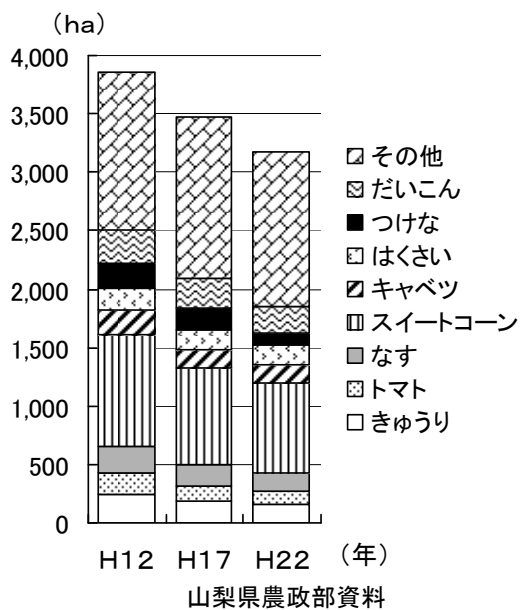
水稻作付面積



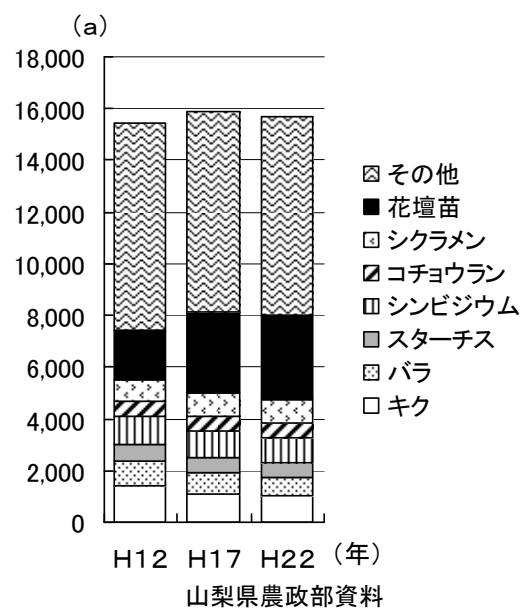
果樹品目別栽培面積



野菜品目別作付面積



花き品目別作付面積

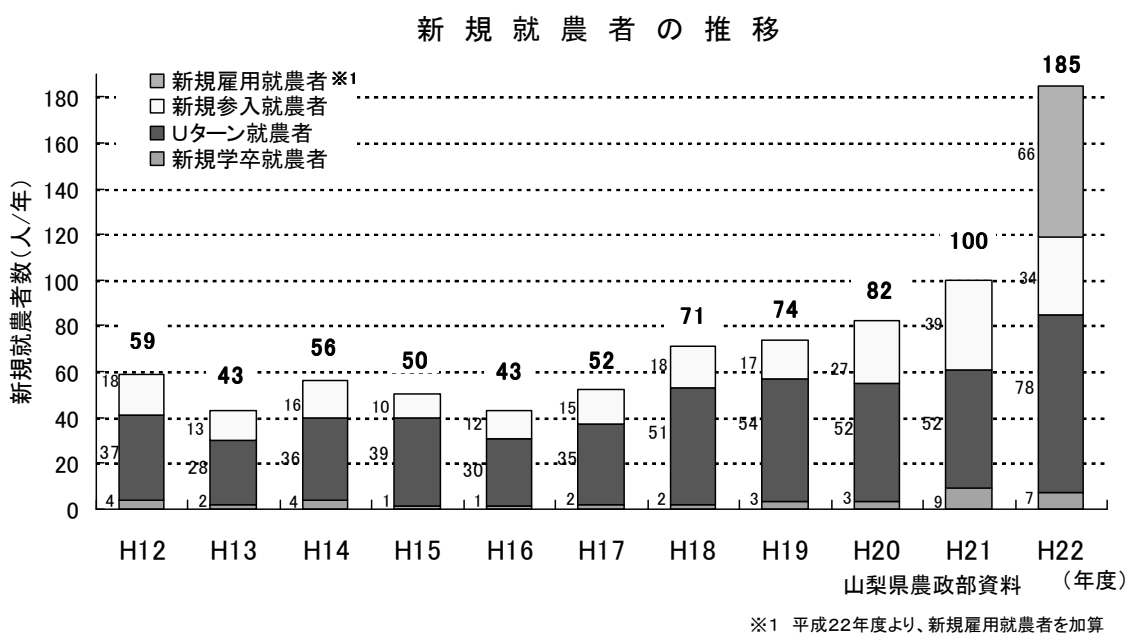


(4) 近年の特徴

① 新規就農者

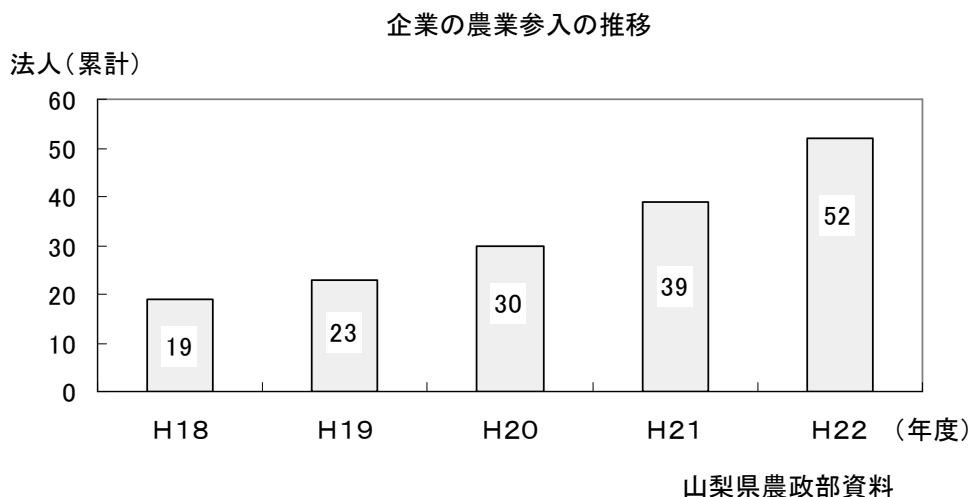
新規就農者は、平成12年度から平成17年度までの5年間は、年間50人前後で横ばい状態でしたが、それ以降は増加し、平成21年度には30年ぶりに100名に達しました。

平成22年度には、新規自営就農者119名、農業法人等への新規雇用就農者66名を加えると185名が新たに就農しました。就農形態別では新規学卒就農者の割合が少なく、Uターン就農者や新規参入就農者が多い傾向にあります。



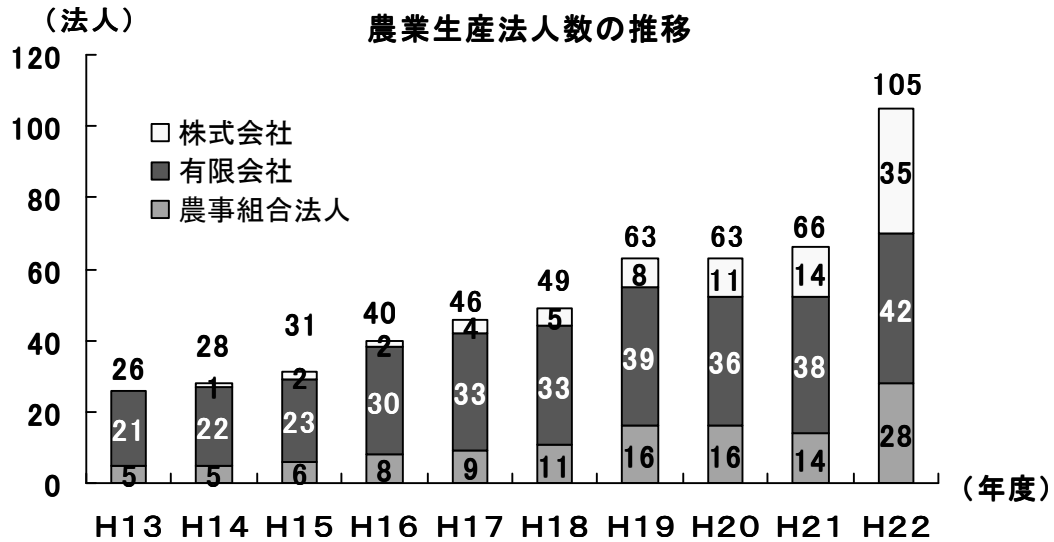
② 企業の農業参入

農業に参入する企業は、農地法の改正によって、条件付きで一般法人等の農地借入が可能になったこと等を背景として、増加傾向にあります。



③ 農業生産法人

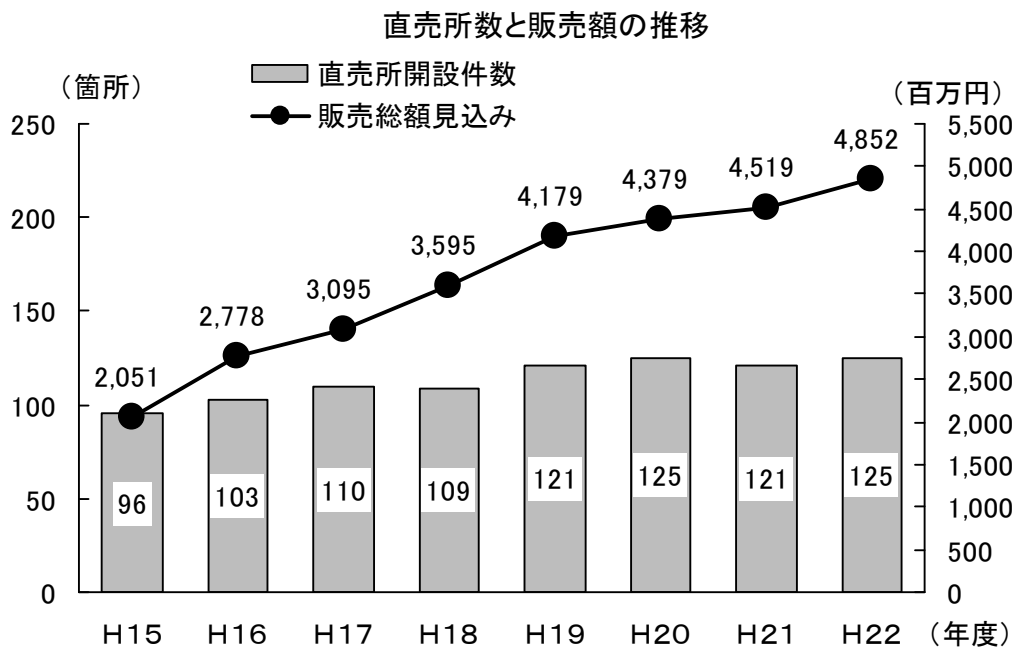
農地の所有や借入が可能な農業生産法人は、平成 13 年度の 26 経営体から平成 22 年度には 105 経営体に増加しています。



山梨県農政部資料

④ 農産物直売所

直売所数は増加傾向にあり、平成 15 年度の 96 箇所から平成 22 年度は 125 箇所増加し、農産物の販売額も増加しています。

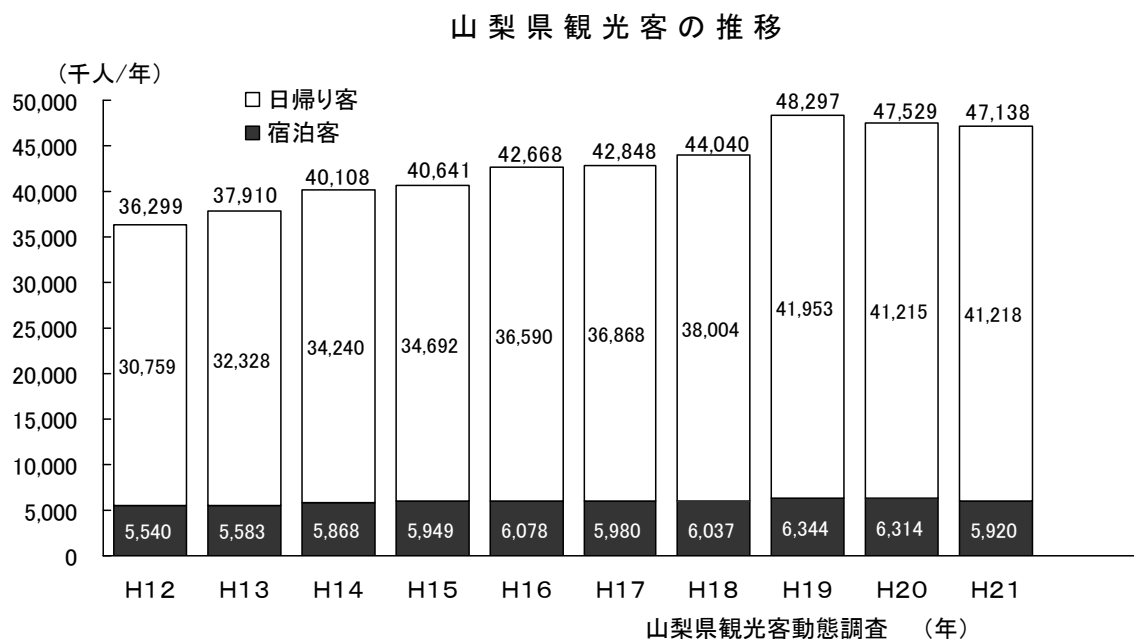
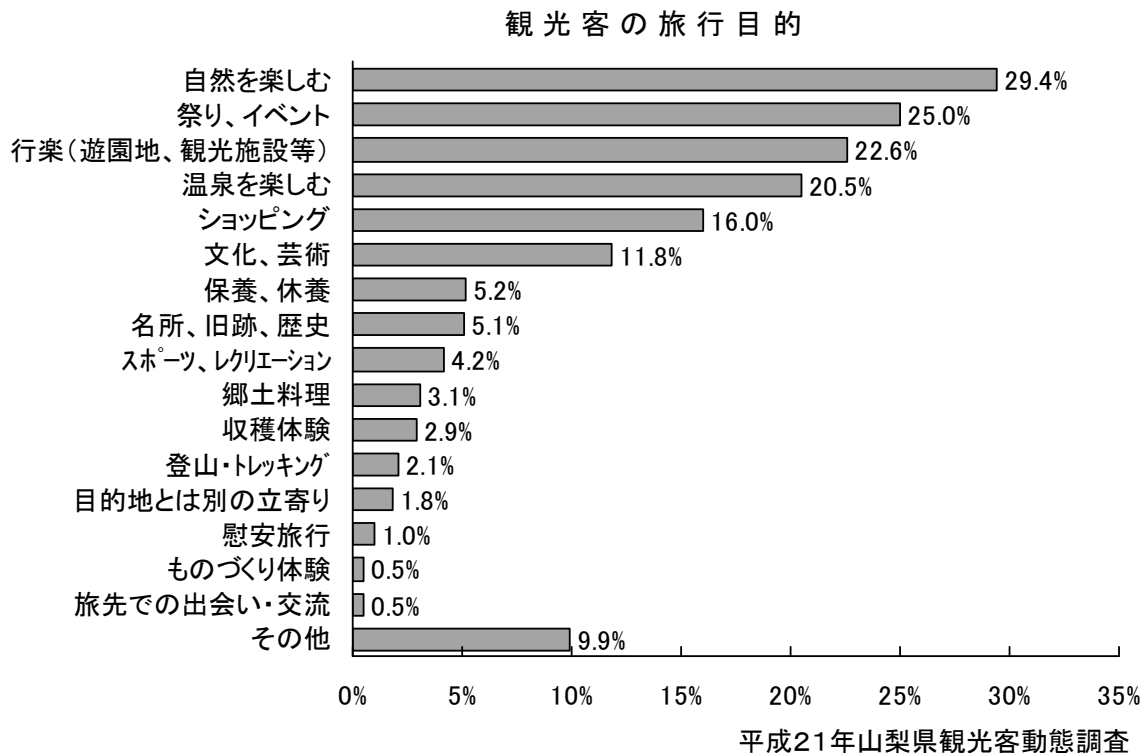


山梨県農政部資料

⑤ 観光目的の多様化

本県を訪れる観光客の旅行目的をみると、「行楽」、「温泉を楽しむ」等一般的な観光のほか、「自然を楽しむ」をはじめ、「祭り、イベント」、「郷土料理」、「収穫体験」等、農村景観や農村資源にふれ合うことも目的となっています。

一方、本県を訪れる観光客の数は、長引く経済不況等の影響を受け、平成19年をピークに、ほぼ横ばいの傾向を示しています。



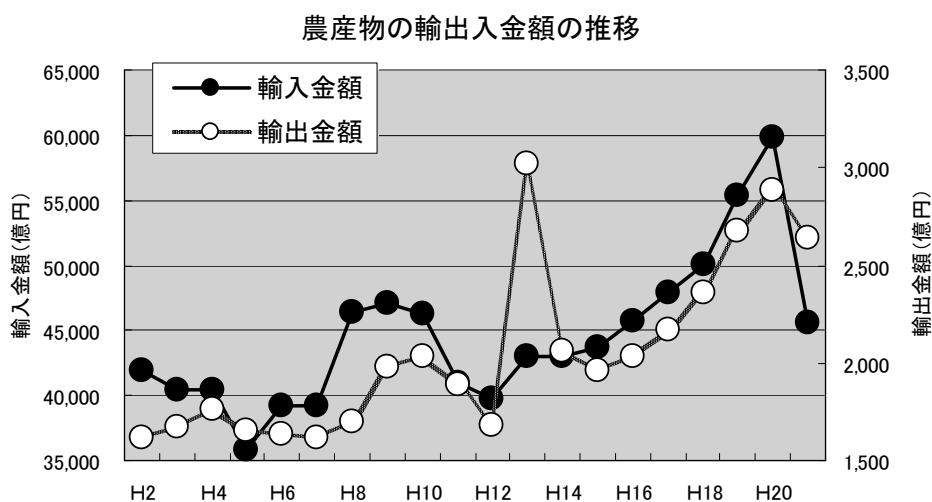
4 農業・農村を取り巻く情勢

(1) 国際化の進行

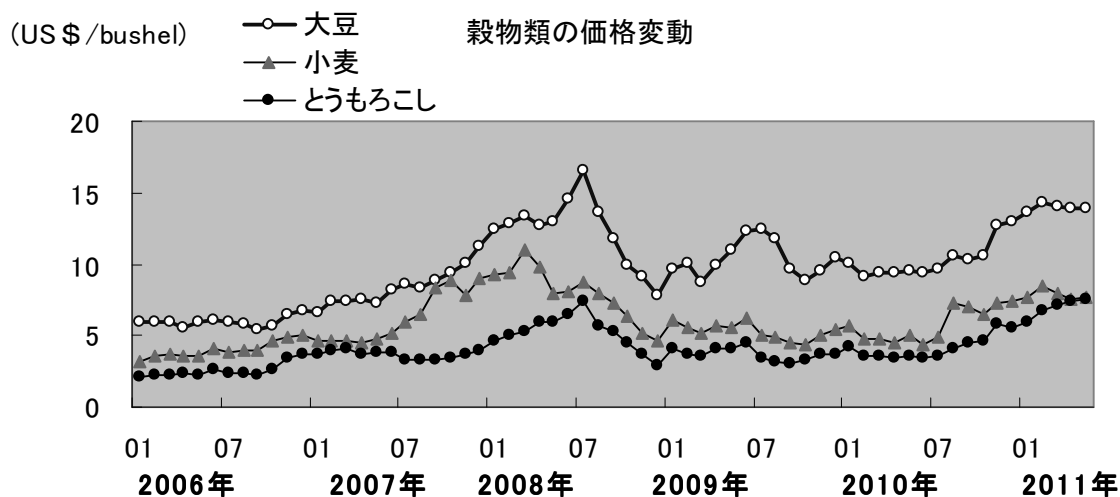
近年、社会や経済のあらゆる分野で国際化が進み、農業分野においても、WTO（世界貿易機関）農業交渉や、FTA（自由貿易協定）交渉、EPA（経済連携協定）交渉等、貿易の自由化に向けた動きが進展しており、国では、TPP（環太平洋連携）協定への参加について検討されています。

一方、経済発展の著しいアジア諸国へは、日本からの高品質な農産物の輸出量が増加する等、海外市場への販路拡大に期待が高まっています。

また、世界的な人口の増加、中国・インドなど新興国の経済発展、バイオ燃料の増加等により食料・農産物需要が高まり、とうもろこし、小麦、大豆等の国際相場が上昇し、食料や飼料の安定確保が課題となっています。



農林水産省：農林水産物輸出入概況



米国農務省資料

(2) 農業参入規制の緩和

経済の活性化を図るため、諸規制の緩和や撤廃が進められ、地域の特徴を活かした自主的な取組が活発化してきています。県内でも、構造改革特区制度を活用した農業生産法人以外の法人の農業参入やNPO法人による農村資源を活用した都市農村交流等の事例があります。

こうした中、農業経営基盤強化促進法の改正（平成 17 年 9 月施行）により、農地リース特区が全国展開され、活用すべき農地が相当程度存在する区域において、農業生産法人以外の法人の農業参入が可能となりました。

さらに、農地法の改正（平成 21 年 12 月施行）により、解除条件付きで一般法人等の農地の借入が可能となり、法人の農業参入は大幅に増加しています。

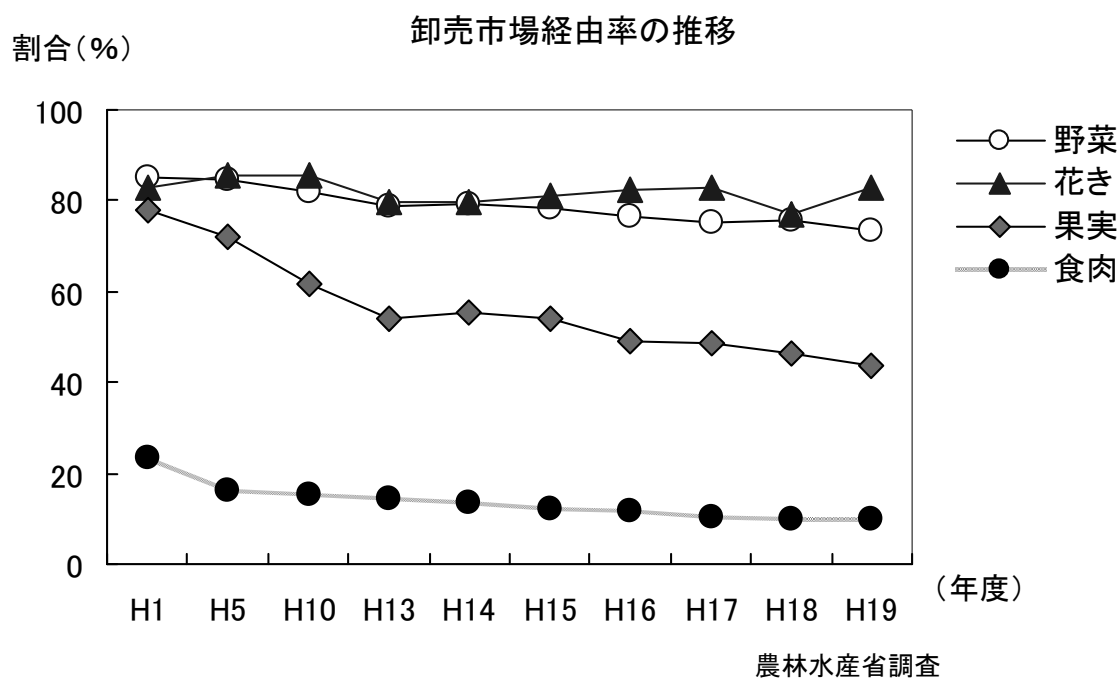
	法人数	借入面積
改正農地法施行前① (H15.4~H21.12) (約6年9ヶ月)	436 法人	1,356 ha
改正農地法施行後② (H21.12~H22.6) (約7ヶ月)	144 法人	504 ha
合計 (①+②) ※1	580 法人	1,886 ha

※1 : 借入面積については、①の法人が、改正農地法施行後新たに借り入れた農地があるため、個々の数値と合計が一致しない。

農林水産省資料

(3) 農産物流通の変化

現在、青果物の約6割が卸売市場を經由して流通していますが、最近では直売所や宅配、さらにはインターネットを活用した直接販売が増加する等、流通システムの多様化が進展しており、果実を中心に卸売市場経由の割合が低下傾向にあります。



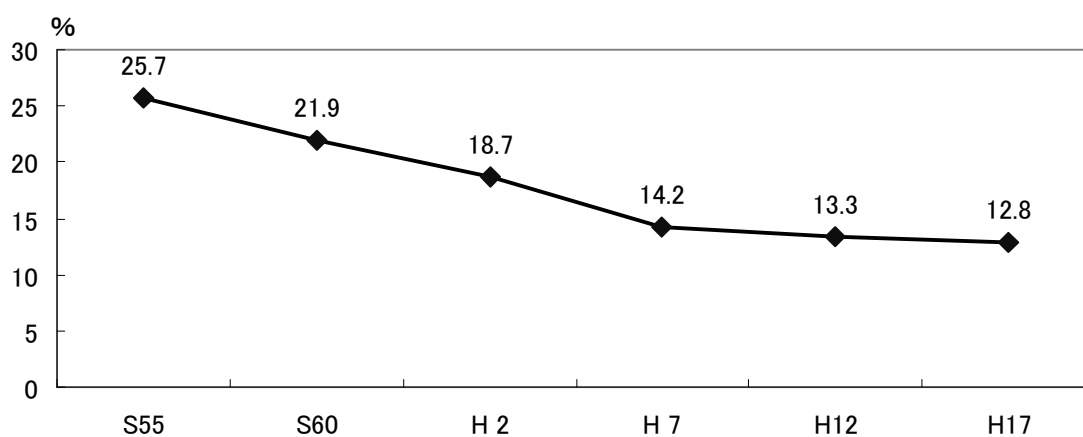
(4) 6次産業化の必要性

我が国の飲食費に占める国内農林水産業（1次産業）の帰属割合が昭和55年の25.7%から平成17年には12.8%と年々減少しています。このことは、農産物を生産し、販売するだけでは、十分な収入が得られにくくなっていることを表しています。

今後、農業や農村の再生・活性化を図っていくためには、農業サイドが自ら生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）を一体化した地域ビジネスを展開し、新たな業態を創出する「農業・農村の6次産業化」※1を推進していくことが重要となっています。

※1 6次産業 = 1次産業 × 2次産業 × 3次産業

我が国の最終飲食費に占める国内農林水産業の帰属割合の推移

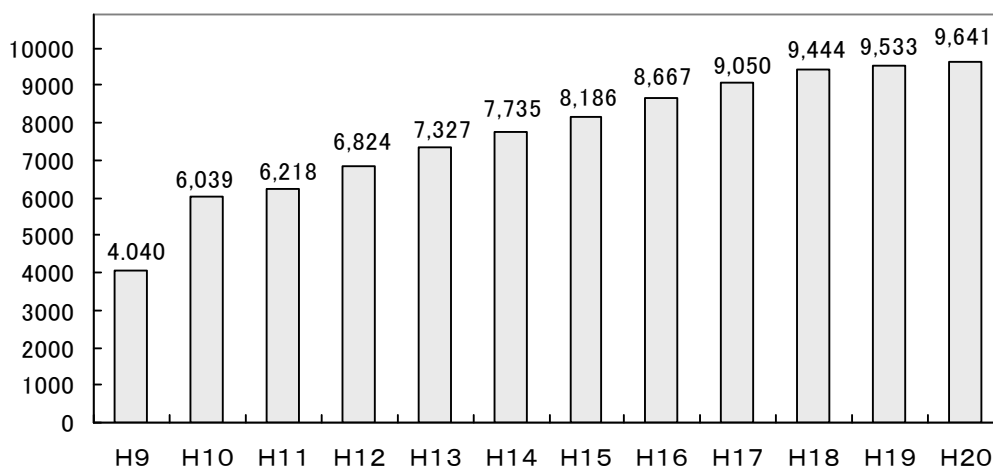


総務省他9府省庁「産業関連表」を基に農林水産省で試算

近年、農村女性による農産物の加工・販売等の起業活動が増加しており、農村において女性が積極的に活動する動きが増加しています。

女性起業数の推移

起業数(件)



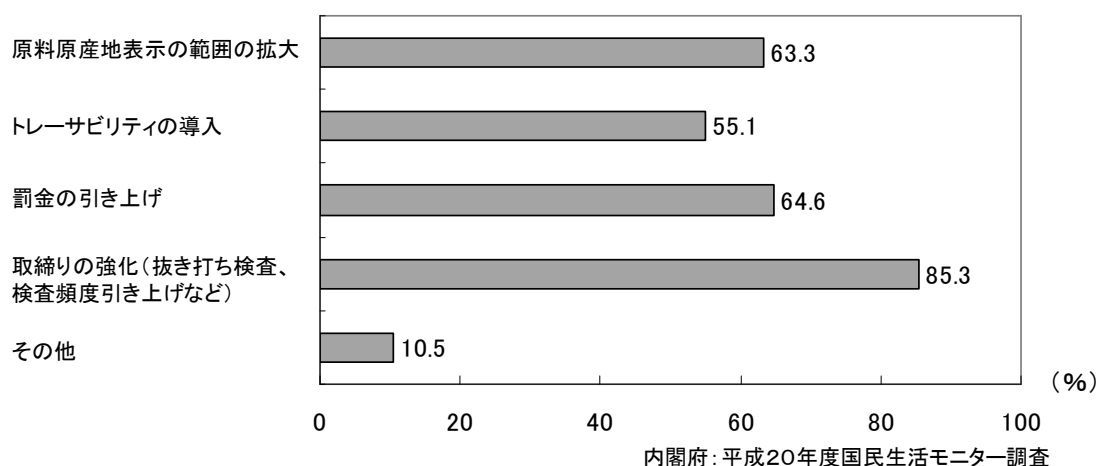
農林水産省 農村女性による起業活動実態調査

(5) 食の安全・安心への関心の高まり

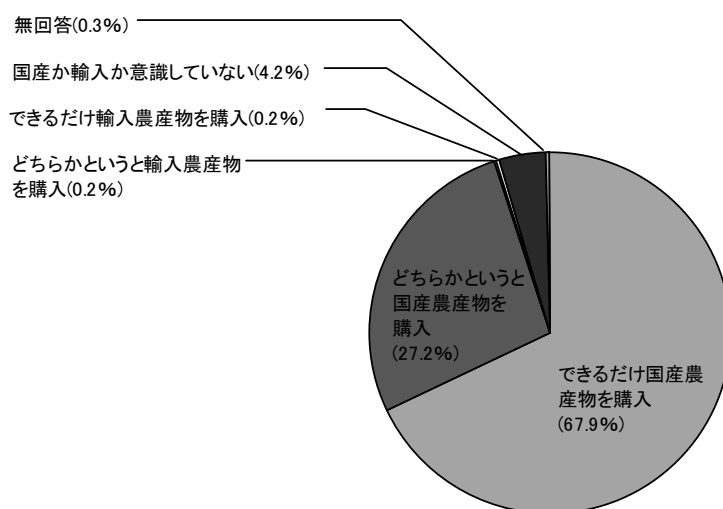
事故米の発生、食品の不適正な表示、輸入食品への有害物質の混入等、食を巡る一連の問題により、食の安全・安心に対する消費者の関心は一段と高まっています。

こうした中、平成 18 年 5 月に改正食品衛生法が施行され、全ての食品について一定量以上の農薬等が残留する場合、その販売等を禁止する「ポジティブリスト制度」が導入されました。さらに平成 22 年 10 月の米トレーサビリティ法の施行により、取引等の記録の作成等が義務化されるなど、食の安全・安心に向けた法整備が進んでいます。

食の安全の確保のために今後必要な対策(複数回答)



国産農産物と輸入農産物に対する意識(消費者モニター)



農林水産省：食品及び農業・農村に関する意識・意向調査

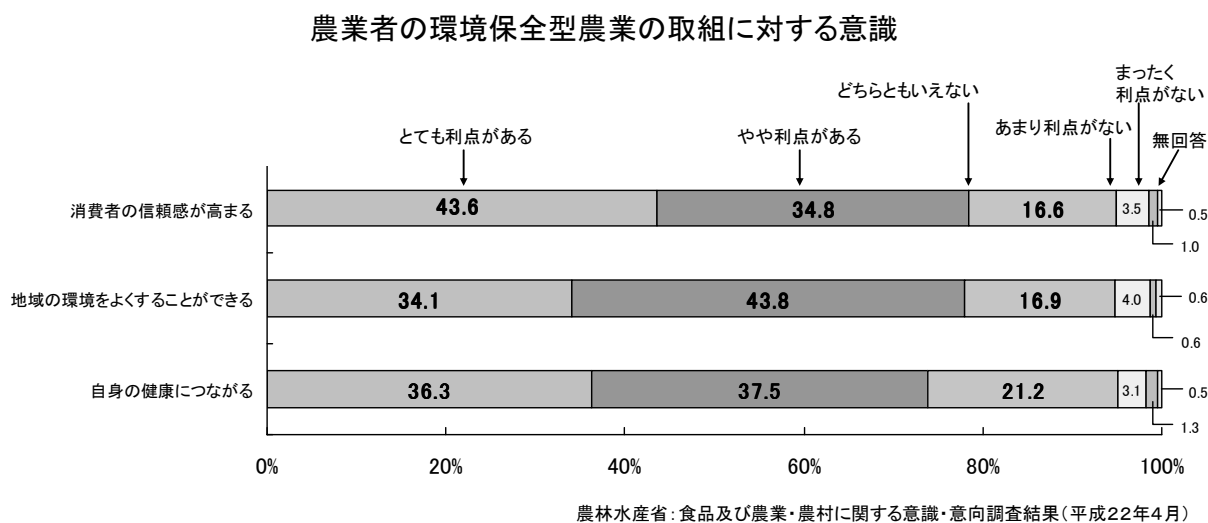
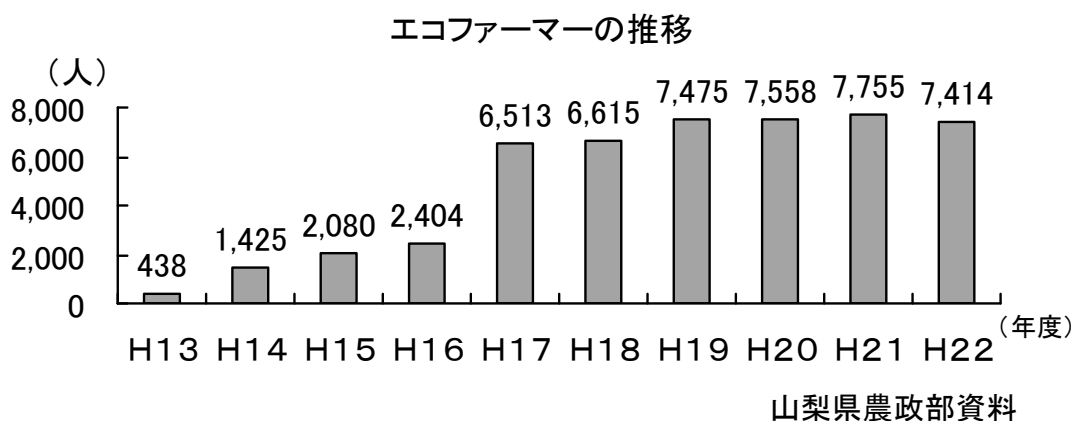
(6) 環境問題への関心の高まり

化石資源や水資源の枯渇、温暖化、オゾン層の破壊等による環境への影響が危惧される中、環境問題に対する国民の関心は非常に高く、経済社会を環境に配慮した持続可能なものに転換していく取組が求められています。

農業生産においても、農業が持つ自然循環機能の活用や、環境保全を重視した生産方式への転換等の取組が重要となっています。

本県における農業者の意識は高く、エコファーマー※1が増加しており、平成21年度における販売農家に占める割合は34.4%で全国第1位となっています。

※1 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月施行）」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者



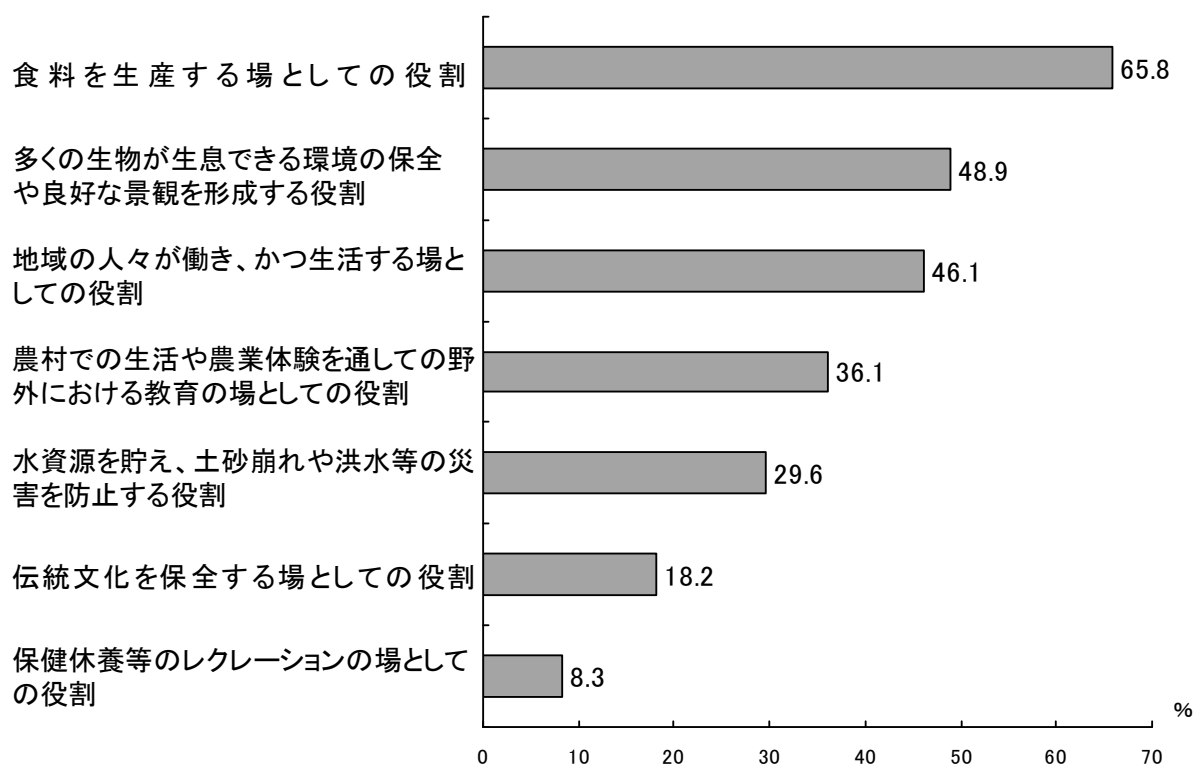
(7) 農業の多面的機能に対する期待の高まり

農業は、食料の供給機能だけでなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能を有しています。近年、ゆとり、安らぎ、心の豊かさ等の価値観が重視されるようになり、多面的機能が発揮された個性的、特徴的な農村空間に対する期待が高まっています。

こうした中で、中高年を中心に都市と農山漁村地域での二地域居住や、若者を中心に農山漁村地域に定住の願望を持つ人が多くなっています。

一方、過疎化や高齢化等により、これら多面的機能の発揮に必要な生産活動や集落機能が低下しており、多面的機能の維持、向上に対し農業者や地域住民等に理解を求めていくことが重要となっています。

農村の持つ役割に対する意識(複数回答)



内閣府：食料・農業・農村の役割に関する世論調査(平成20年11月)

Ⅲ 本県農業・農村の目指す方向

1 目指す将来像と目標

本県の農業は、東京圏に近い有利な立地条件や変化に富んだ自然条件を活かしながら、農業者のたゆまぬ努力と高度な生産技術の確立等により、全国に誇れる果樹を中心に、水稲、野菜、花き、畜産等の特色ある産地を形成してきました。

しかしながら、近年、こうした農業を支えてきた農業者の減少と高齢化の進行に伴い、農地の減少や耕作放棄地の増加等、生産基盤の脆弱化が進行しています。

これまで農業の担い手は、農家の後継者として親から子に引き継がれてきましたが、今後は、農家の子弟を含め農業に関心がある人たちが、農業に魅力を感じ、職業として農業を選択し、効率的かつ安定的な経営を実現し、将来に期待が持てるようにしなければなりません。

このため、担い手の経営力の向上、産地基盤の強化、販路の拡大等に総合的に取り組み、「担い手が育つ高収益な農業の実現」を進めていくことが重要です。

また、農村においては、中山間地域を中心に過疎化や混住化が進行し、農村コミュニティの機能の維持が困難となり、農業生産活動の低下をはじめ、鳥獣害の増加、農村景観の荒廃等が進んでいます。

こうした中、国民の価値観が多様化し、ゆとり、安らぎが重視されるようになり、農村の持つ景観や文化、歴史等農村固有の資源への関心が高まっています。

今後は、地域住民との連携や創意工夫の下に、こうした資源の維持と活用を図り、農村に住む人や訪れる人たちが、魅力を楽しむ農村づくりに取り組み、「魅力ある活力に満ちた農村の創造」を進めていくことが重要です。

そこで、「担い手が育つ高収益な農業の実現」と「魅力ある活力に満ちた農村の創造」の2つの目標に向けた取組を行い、農業に携わる人々や農村に住む人々が誇りと自信を持てるような、「未来につながる はつらつとした山梨農業」を本県農業の将来像とします。

2 視点

目標の着実な実現に向けて、2つの視点を踏まえることとします。

・消費者や都市住民との共生の推進

食の安全・安心を求める消費者や農業・農村が持つゆとり、安らぎを求める都市住民との共生を推進する施策を展開していきます。

・農村コミュニティの機能の維持・向上

農業者や地域住民が一体となった農村コミュニティの機能の維持・向上に資する施策を展開していきます。

3 施策の方向

次の6本の柱を中心に各種施策を重点的に推進します。

- 未来を支える多様な担い手づくり
- 戦略を重視した新たな販売ルートづくり
- 次代につながる力強い産地づくり
- 消費者から信頼される安全で優れたものづくり
- 自然と調和した美しい里づくり
- 観光と連携したふれあいの里づくり

やまなし農業ルネサンス大綱の構成

【将来像】

【目標と視点】

【施策の方向】

未来につながるはつらつとした山梨農業

【 目標 】

担い手が育つ
高収益な農業
の実現

【視 点】

○ 農村コミュニティの機能の維持・向上
○ 消費者や都市住民との共生の推進

【 目標 】

魅力ある活力
に満ちた農村
の創造

1 未来を支える
多様な担い手づくり

2 戦略を重視した
新たな販売ルートづくり

3 次代につながる
力強い産地づくり

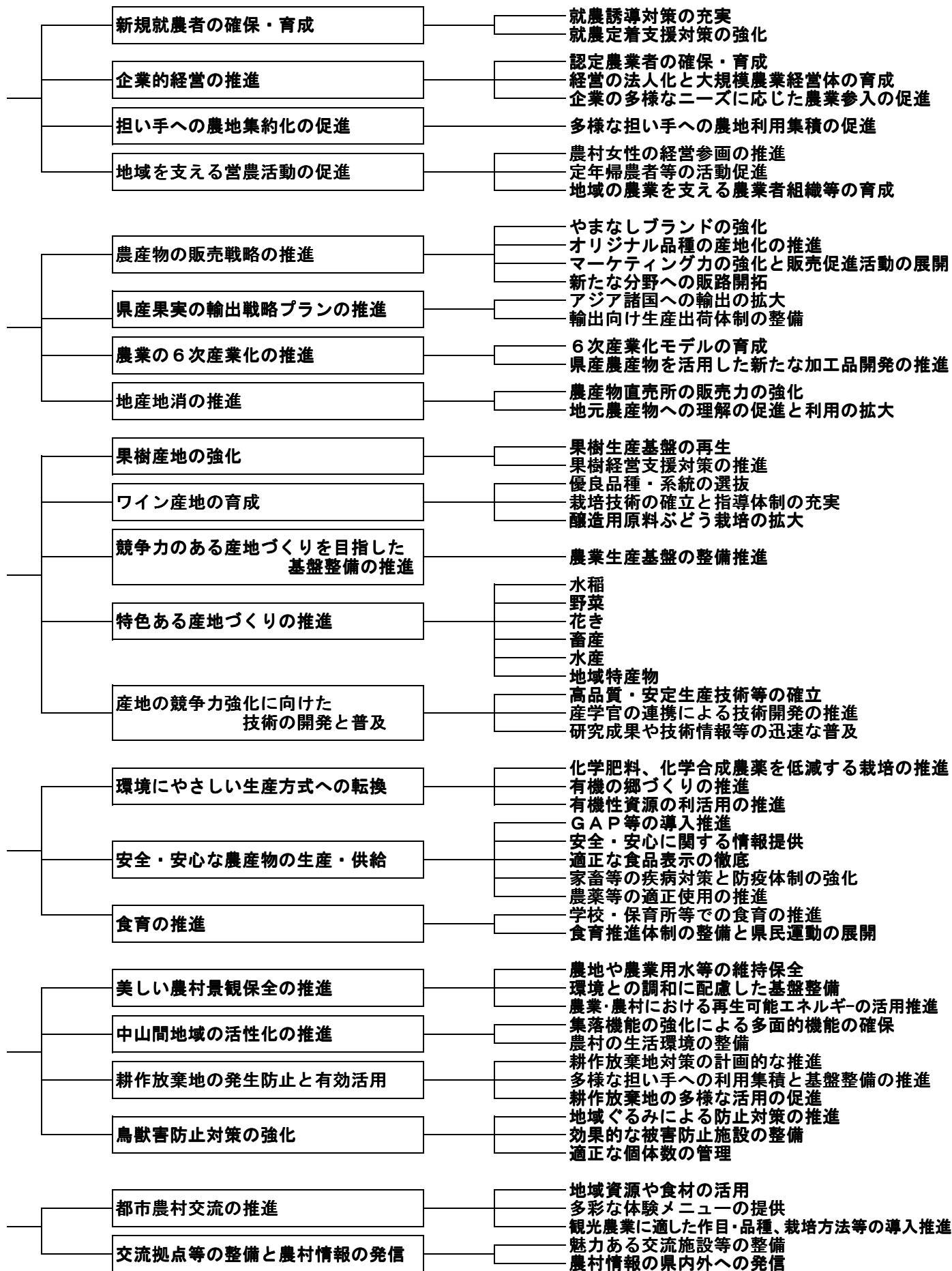
4 消費者から信頼される
安全で優れたものづくり

5 自然と調和した
美しい里づくり

6 観光と連携した
ふれあいの里づくり

【施策の方向】

【具体的な推進事項】



IV 施策の方向

本県農業の目標を実現するため、施策の方向や重点的に取り組む推進事項、数値目標、平成23年度から26年度までの4年間の工程表等を示します。

1 未来を支える多様な担い手づくり

本県農業は、近年、農家数の減少や農業従事者の高齢化に伴う、耕作放棄地の増加、農業生産活動の低下等、多くの課題を抱えています。

こうした中、農業への関心の高まりを反映し、雇用就農を含め新規就農者が増加傾向にあり、また、経営の効率化を目指した法人の設立や、多様なニーズを持った企業の農業参入が進んでいます。

そこで、本県農業が将来にわたって持続的に発展していくには、このような農業への追い風を的確に捉え、農家子弟や農業に関心を持つ若者の就農、農業法人等への雇用就農を促進するとともに、本県の中核的な担い手として認定農業者や農業生産法人の育成、企業の農業参入を推進します。

また、家族経営を担っている農村女性や定年帰農者等の活動の促進に加え、地域の状況に応じた農作業受託組織の育成等、本県農業の未来を支える多様な担い手づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
年間新規就農者数 ※1	人	71	185	250
農業生産法人数	法人	50	105	140
認定農業者数	経営体	2,179	2,760	3,000
大規模農業経営体育成数 ※2	経営体	7	17	25
農業参入企業の数	経営体	19	52	100
企業の農園づくり実施企業数 ※3	社	—	10	50
担い手への農地の集積率 ※4	%	21	25	30
農村女性の起業グループ数	グループ	40	43	50

※1 年間新規就農者数の現状(H22)及び目標数値(H26)は、新規自営就農者数＋新規雇用就農者数

※2 大規模農業経営体：経営規模10ha、又は農業生産額1億円以上を目指す経営体

※3 企業の農園づくり：農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用する企業の取組

※4 農地の集積率：効率的かつ安定的な農業経営者の経営面積が、当該地域において利用されている農用地面積に占める割合

(1) 新規就農者の確保・育成

本県の農業を支える担い手を確保・育成するには、若年層を対象に農業や農村への理解を深めるとともに、農家の子弟に加え、IターンやUターン、農外からの意欲ある新規就農者、さらには定年退職者等も含めた幅広い人材を対象とした確保・育成対策が必要です。

このため、県就農支援センターの就農相談や農業大学校における研修教育等の充実、農業者と一体となった就農定着支援対策の強化を図ります。

① 就農誘導対策の充実

- 県就農支援センターにおいて、就農に関する研修や農地、住宅、資金等の情報提供を行うとともに、就農支援マネージャーによる県内外での相談会の開催等、就農相談活動を展開します。
- 農業法人等への雇用就農を促進するため、就農支援センターが求人情報の提供など無料職業紹介業務を行います。
- 農業大学校の教育をより効果的に進めるため、農業系県立高校との交流連携を進めます。また、農業者として必要な実践能力を養成するため、ほ場における実習や先進農家での派遣実習等の充実を図ります。
- 農業経験の浅い就農希望者等のニーズに対応するため、農業大学校において、実践的な短期研修ができる「就農トレーニング塾」を実施します。
- 農業大学校において、職業として農業を希望する離職者や転職者等を対象とした職業訓練を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 就農支援センターによる県内外での相談活動の実施	10回	10回	10回	10回	関連する数値目標 ・年間新規就農者数
○ 就農トレーニング塾の実施	4講座	4講座	実施		
○ 農業大学校における職業訓練の実施	50名	50名	50名	50名	

② 就農定着支援対策の強化

- 農家子弟や新規参入者が、先進農家等のアグリマスターの下で、生産から流通、販売までの一貫した研修を受けることができる就農定着支援制度により、スムーズな就農を推進します。
- 本県での就農や農業法人への就業を目指す都市住民等の農業生産活動や地域活動を支援します。
- 農務事務所ごとに、市町村、JA等の協力を得て設置したニューファーマー応援チームによって、新規就農者が担い手として地域に定着するまで、生産技術や農地、住宅、資金等に関する支援を行います。
- 就農時の初期投資の軽減を図るため、就農支援資金等の活用を促すとともに、市町村等と連携を図り、就農に必要な農業機械や施設の確保を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 就農定着支援制度の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・年間新規就農者数
	→	→	→	→	
アグリマスターの委嘱、活動支援	→	→	→	→	
研修生の就農定着に向けた支援 25名	→	25名	支援	→	
○ 都市住民等の県内での就農・定着支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
研修生40名	→	支援	→	→	
○ ニューファーマー応援チームによる活動支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
4チーム	→	4チーム	4チーム	4チーム	
○ 就農支援資金等の活用、機械等整備、ほ場の整備への支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
随時	→	→	→	→	

(2) 企業的経営の推進

本県農業の中核を担う経営体として引き続き認定農業者を育成するとともに、効率的な経営により持続的、発展的な農業の展開が期待できる農業生産法人や大規模農業経営体の育成等を進め、このような担い手への農地の流動化を促進します。

また、農業を新たなビジネスチャンスの中核として捉え、農業生産に本格的に参入しようとする企業や、農業・農村を社会貢献活動や福利厚生の中核として利用しようとする企業など、企業の多様なニーズに応じた支援を実施します。

① 認定農業者の確保・育成

- 認定農業者を一層確保するため、市町村、農業団体等と連携し、意欲的な農業者の経営改善計画の樹立を指導します。
- 認定農業者の経営改善に向けて、改善目標に合った優良品種や高度な生産技術の導入、農地の利用集積、制度資金や補助事業の活用等のフォローアップを強化します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 経営改善計画の樹立指導	→	→	→	→	関連する数値目標 ・認定農業者数
	→	→	→	→	
60経営体	→	60経営体	60経営体	60経営体	
○ 認定農業者の経営改善に向けた支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
支援	→	→	→	→	

② 経営の法人化と大規模農業経営体の育成

- 経営の法人化や規模拡大、6次産業化等、企業的経営に取り組む経営体の支援を強化します。
- 経営規模10ha、又は生産額1億円以上の大規模農業経営体を育成するため、プロジェクトチームにより、技術及び経営の向上、農地の集積等に取り組む法人に対して重点支援を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 経営の法人化、規模拡大、6次産業化等への支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産法人数 ・大規模農業経営体育成数
	法人化支援チームによる支援 8法人	8法人	8法人	8法人	
○ 大規模農業経営体等の育成支援		→	→	→	
		4法人	支援		

③ 企業の多様なニーズに応じた農業参入の促進

- 本格的な農業参入を志向する企業の誘致を進めるため、企業訪問、参入セミナー、個別相談等を通じて、参入時に必要な情報等を提供するとともに、生産技術の習得、資金利用等を支援します。
- 参入予定企業に対しては、市町村・農業委員会等と連携して、営農計画の策定時から、計画の実現性や営農の継続性について指導・助言を行いながら、農地のあっせん、農道やほ場の基盤整備等を支援します。
- 農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の中場として活用しようとする企業の取組(企業の農園づくり)を支援するため、企業を受け入れる農村地域の育成やマッチングを推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 参入希望企業への訪問、参入相談の実施	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農業参入企業の数 ・企業の農園づくり実施企業数
	40社	支援			
○ 経営安定に向けた参入企業への支援	→	→	→	→	
	15社	定着支援			
○ 企業の農園づくり相談の実施	→	→	→	→	
	50社	計画作成支援			
○ 農園づくり希望企業と農村地域のマッチング	→	→	→	→	
	10件	活動支援			
○ 農地のあっせん、基盤整備等の支援	→	→	→	→	
	随時				

(3) 担い手への農地集約化の促進

農業従事者の高齢化が進行する中、営農の継続が困難となる農地の発生が懸念されています。

一方、新規就農者や参入企業など、新たな担い手の数は増加しつつありますが、これらの担い手に対して必要な農地が十分に貸し出されていない状況が見られることから、貸し手の負担の軽減や貸し手と借り手を結びつける仕組みづくり等、農地利用集積が容易となる環境を整備し、農地の集約を推進することが急務となっています。

このため、農地集約化の推進体制を構築する中で、事業制度の周知・啓発や推進団体等の支援を行い、農地の集約化を促進します。

① 多様な担い手への農地利用集積の促進

- 農地の貸借意向調査に基づく農地情報を希望者へ迅速に提供できるよう、農地の各種情報を地図上に一元化した農地情報に関係機関で共有する取組を支援します。
- 多様な担い手が農地を集約する際の営農条件を改善するため、担い手の意向に応じた簡易な基盤整備や、農地法改正に伴い新規に参入する法人の施設等の整備に対し支援します。
- 農業経営基盤強化促進法の改正により創設された農地利用集積円滑化事業の効率的な推進を図り、農地所有者が貸しやすく、担い手が借りやすい農地集約化を支援します。
- 農地のあっせんや基盤整備等、多岐にわたる施策を円滑に進めるため、市町村や農業委員会、県農業振興公社等の関係機関と連携して、農地集約化に向けた体制整備と体質強化を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地情報の一元管理と活用促進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・担い手への農地の集積率
○ 農地を集約するための基盤整備等への支援	→	→	→	→	
○ 農地利用集積円滑化団体の設置及び事業推進支援	→	→	→	→	
○ 農地集約化に向けた推進体制の整備と体質強化支援	→	→	→	→	
	活用促進				
	支援				
	円滑化団体の設置・支援				
	体制整備・支援				

(4) 地域を支える営農活動の促進

本県の農業では、女性農業者や定年帰農者等が農業生産や地域活動において重要な役割を担っており、今後もそれぞれの持つ能力を発揮できるように支援していくことが必要です。

また、各地域における生産活動の強化を図る上で、地域の状況に応じた生産者組織等の育成が必要です。

このため、農村女性による起業等の活動の促進、農業者組織や定年帰農者等への技術指導、農作業受託組織の育成を推進します。

① 農村女性の経営参画の推進

- 家族経営協定の締結や女性認定農業者の育成等により、農村女性が農業経営や地域活動に参画できる環境づくりを推進します。
- 専門家による指導等を通じて、モデル起業グループによる直売や農産物加工品開発等の6次産業化を支援し、農村女性グループの経営改善や起業を推進します。
- 農村女性を対象として、栽培技術や経営管理能力の向上等に向けた研修会を開催するとともに、全国的に活躍する農村女性等との交流を通じて、女性リーダーの育成を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 家族経営協定の締結支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農村女性の起業グループ数
	10件	10件	10件	10件	
○ 農村女性グループの事業改善への支援	→	→	→	→	
	4グループ	4グループ	支援		
○ 交流会や研修会等による女性活動への支援	→	→	→	→	
	2回	2回	支援		

② 定年帰農者等の活動促進

- 退職後に本格的な就農を目指す者や、自分の能力に応じて農作業に従事しようとする兼業農家等を対象に、能力に応じた技術講習会等を行います。
- 農業者の作業中の安全を確保するため、農作業の安全研修会の開催等、地域における取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 兼業農業者等を対象とした技術講習の実施	→	→	→	→	
	2地区	2地区	2地区	2地区	
○ 農作業安全研修会の開催	→	→	→	→	
	4回	4回	4回	4回	

③ 地域の農業を支える農業者組織等の育成

- JA等と連携する中で、農業後継者グループの育成・支援を図るとともに、JAの生産部会等、地域の農業者組織への技術支援を強化します。
- 果樹産地における農作業の受委託を推進するため、農業者組織等との話し合いや情報交換を重ね、ほ場整備や団地化等の取組を進めるとともに、地域の状況に応じた受託組織であるJAの農地活用サポートセンター等の育成を促進します。
- 水田を中心とした作業受託を行う法人等、地域農業の担い手を育成するとともに、法人への農地集積等を促進します。
- 自給飼料作物の増産体制を確立し、畜産経営の安定を図るため、自給飼料の生産に係る作業受託組織等の活動を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 果樹産地における作業受委託の推進	→ 実施	→	→	→	
○ 水田フル活用に取り組む法人の育成支援	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	
○ 飼料生産受託組織(コントラクター)の活動支援	→ 2地区	→ 2地区	→ 2地区	→ 2地区	



2 戦略を重視した新たな販売ルートづくり

高収益な農業を実現するには、生産者が自信を持って作り出した農産物を有利に販売できる仕組みづくりが必要であり、このため、経済発展が著しいアジア諸国に向けた県産果実等の輸出拡大に取り組むとともに、産地における生産から流通、販売までの一体的な取組の促進、地域農産物の重要な販路となっている農産物直売所等の活用推進等、販売ルートの強化に取り組んできています。

一方、国内の道路整備や宅配事業の進展による流通網の整備により、産地間競争はますます激しくなることが予想されるとともに、世界的な経済危機に端を発した国内経済の低迷が続く中、消費者や需要者の間には、より低価格な商品を求める行動が強くなっています。

このため、「農産物販売戦略委員会」を新たに立ち上げ、国内外の消費者や需要者の動向を的確に捉えた具体的、効果的な販売戦略を展開するとともに、オリジナル品種等県産農産物のブランド育成のための施策を実施し、果実をはじめとする本県産農産物の輸出倍増、直売所の利活用の推進等、戦略を重視した新たな販売ルートづくりを推進します。

さらに、生産者が加工・販売分野に進出し経営を多角化・高度化する農業の6次産業化の取組を支援して、高収益な農業の実現を図ります。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
広域展開している外食産業・流通業等への販路開拓数	件	—	—	20
県産果実の輸出額	百万円	177	253	500
試験研究機関の登録品種数	品種	15	25	30
オリジナル品種の生産量	t	29	704	2,500
特選農産物の出荷団体数	団体	22	17	60
6次産業化事業の新規取組数	経営体	—	—	50
美味しい甲斐開発プロジェクトによる新たな加工品開発数	件	—	—	10
農産物直売所の販売額	百万円	3,500	4,852	6,500

(1) 農産物の販売戦略の推進

県産農産物のブランド化を図り、競争力を高めるためには、従来の市場流通に加え、生産から流通、販売までを一体的に捉えた販売戦略に基づく取組が必要です。

このため、販売戦略委員会を立ち上げ、多様な需要者の動向を捉えながら、オリジナル品種の産地化等、地域の特徴を活かした戦略を確立するとともに、県産農産物の情報発信の強化、さらに量販店等との取引拡大等、生産者と消費者を直結する多様な販売ルートの開拓を推進します。

① やまなしブランドの強化

- 果実を中心とした県産農産物の国内外でのブランド力と販売力の強化のため販売戦略委員会を立ち上げ、戦略に基づく効果的な販売促進活動を進めます。
- 品質等が特に優れる農産物を認証する「特選農産物認証制度※1」を充実・強化するとともに、消費者への周知を図ります。
- 特選農産物の消費者等への認知度を向上させ、販売の促進を図るため、認証団体や出荷団体の拡大、生産・出荷体制の強化、取扱店の拡大等を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 販売戦略委員会の提案による販売戦略の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・特選農産物の出荷団体数
	3回	推進			
○ 特選農産物制度の充実・強化	→	→	→	→	
	制度の見直し	推進			
○ 取扱認定店の拡大	→	→	→	→	
	2店舗	2店舗	2店舗	2店舗	

※1 特選農産物認証制度：外観、糖度等、一定の基準を満たした高品質な県産農産物を認証する本県独自の制度

② オリジナル品種の産地化の推進

- ブランド品づくりを推進するため、試験研究機関において果樹、野菜、花き、畜産等のオリジナル品種の開発を進めるとともに、民間における優良品種の育成や優良系統の選抜の取組を支援します。
- 果樹オリジナル品種の早期産地化と市場でのブランド化を図るため、苗木等の確保と増殖、供給を一元的に進めるとともに、高品質栽培技術の確立や計画的、統一的な消費宣伝活動、販売体制の整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ オリジナル品種等の開発	→	→	→	→	関連する数値目標 ・試験研究機関の登録品種数 ・オリジナル品種の生産量
	果樹(ぶどう、もも、すもも、おうとうの品種開発) 野菜(いちごの品種開発) 花き(洋ラン等の品種開発) 畜産(新銘柄豚の開発)				
○ 果樹オリジナル品種の普及推進	→	→	→	→	
	種苗の確保・増殖				
	→	→	→	→	
	市場への販売促進の実施				

③ マーケティング力の強化と販売促進活動の展開

- 大消費地等において、農業団体と連携して、県産農産物のトップセールス、市場関係者や量販店との意見交換会等、効果的な魅力発信に取り組みます。
- 青果物等の消費流通動向や需要者ニーズ、他産地の生産販売状況等を産地の商品開発と販売促進活動に活用し、有利販売につなげるため、首都圏・関西圏における卸売業者、仲卸業者のニーズや消費者の購買動向等の市場調査を強化します。
- 県農産物インフォメーションセンターや大阪事務所を拠点として、市場等の情報収集と産地情報の発信を行い、京浜市場や関西市場での有利販売を促進します。
- 全国規模で開催される博覧会やイベント、インターネット、富士の国やまなし館等を活用し、高品質な農産物等の情報を全国に発信することにより、消費拡大を図ります。
- 甲州牛、フジザクラポーク、甲州地どり等の県産銘柄食肉の消費拡大を図るため、やまなしブランド食肉販売戦略協議会等を中心に県内外での認知度向上のための取組を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ トップセールスによる情報発信と販売促進支援	2回	支援			関連する数値目標 ・広域展開している 外食産業・流通業 等への販路開拓
○ 県産青果物市場懇談会の開催支援	京浜・関西	支援			
○ 市場・量販店等調査の強化	随時				
○ 全国規模のイベントでのPR	実施				
○ 畜産物フェア等による情報発信への支援	2回	支援			

④ 新たな分野への販路開拓

- 生産者や農業団体と、量販店、外食産業、ホテル等の多様な需要者とのマッチングを支援するとともに、洋菓子等新たな分野での需要拡大を図り、県産農産物の販路の開拓を促進します。
- 生産者や農業団体の商品企画力や販売力の向上を図るため、外食産業等の業務用需要者の仕入責任者や商品開発者との交流会への参加を支援します。
- 県産銘柄食肉の販路開拓を図るため、(株)山梨食肉流通センターを中心とした輸出への取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 販路の開拓とマッチング支援	→ 随時	→	→	→	関連する数値目標 ・広域展開している 外食産業・流通業 等への販路開拓
○ 外食産業等の多様な実需者との交流会による販路開拓支援	→ 1回	→ 支援	→	→	
○ 県産銘柄食肉の輸出への取組支援	→ 随時	→	→	→	

(2) 県産果実の輸出戦略プランの推進

果実の国内消費が伸び悩む中、本県産果実は台湾等アジア諸国において高い市場評価を受け、取引量が増加する傾向にあります。こうした海外市場を積極的に開拓し、県産果実の販路拡大を図るため、「果樹王国やまなし輸出戦略プラン」に基づき、県産果実の輸出拡大に向けた情報の受発信やプロモーション活動、生産出荷体制の整備等を推進します。

① アジア諸国への輸出の拡大

- 県産果実の輸出拡大を図るため、海外でのトップセールスを行うとともに、テスト輸出や現地での販売促進活動の強化等を通じて、輸出品目や輸出先の拡大を推進します。
- 県、農業団体、産地JAで構成する県果実輸出促進協議会が実施する現地での販売促進活動や海外バイヤーの招へい等のプロモーション活動を支援します。
- 輸出相手国における現地バイヤーへのプレゼンテーションの開催や情報収集の強化により、輸出拡大を推進します。
- 輸出促進センターが受発信する情報量の拡大やジェットロ※1等との連携による海外との情報受発信の強化を推進します。
- 福島第一原子力発電所の事故以降、各国において日本産農産物の安全証明等が求められているため、必要に応じて輸出農産物の放射性物質検査を行うとともに、産地証明等について迅速な対応を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 海外トップセールスの実施	→	→	→	→	関連する数値目標 ・県産果実の輸出額
	1回	1回	実施		
○ 輸出可能先の品目等の調査・検討	→	→	→	→	
	調査・検討				
○ 海外での販売促進活動の支援	→	→	→	→	
	3カ国	4カ国	4カ国	支援	
○ 海外バイヤーの招へい	→	→	→	→	
	1カ国	1カ国	1カ国	支援	
○ 輸出相手先でのプレゼンテーションの開催	→	→	→	→	
	2カ国	2カ国	2カ国	支援	
○ 海外情報等の収集・発信の促進	→	→	→	→	
	ジェトロ等との連携強化				
○ 産地証明等の発行	→	→	→	→	
	随時				

※1 ジェトロ(JETRO):対日投資の促進、中小企業の国際ビジネス展開支援、開発途上国との貿易取引拡大等の事業を展開している独立行政法人 日本貿易振興機構(The Japan External Trade Organization)の略称

② 輸向向け生産出荷体制の整備

- 輸出相手国の検疫措置に対応するため、選果員の技術向上研修の充実や二重チェック体制の推進、出荷団体が行う輸向向けの選果、梱包等の体制整備を支援します。
- 輸向果実への病虫害果の混入を防ぐため、非破壊で選別できる技術の開発や薬剤散布の基準づくりに取り組むとともに、産地における病虫害防除の徹底等、栽培管理対策を強化する取組を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 輸向向け果実選果体制整備への支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・県産果実の輸出額
	選果、梱包等の体制整備支援				
○ 病虫害果混入防止研修会の開催	→	→	→	→	
	2回	2回	2回	2回	
○ 巡回指導の実施、防除基準、選別技術の検討、普及	→	→	→	→	
	実施				

(3) 農業の6次産業化の推進

本県の特色ある様々な農産物等の付加価値を高め、儲かる農業を実現するには、農産物の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな事業の展開など、農業者自らが経営の多角化や高度化を目指す農業の6次産業化を推進することが必要です。

このため、6次産業化を支援する体制を整備し、農産物の生産と加工・販売を一体的に行う活動等を支援するとともに、品質の高さや独自性等のブランド力を持った新たな加工品の開発を積極的に推進します。

① 6次産業化モデルの育成

- 農業6次産業化推進プロジェクトチームを設置し、国や県、関係団体等の情報の共有化を図るとともに、農務事務所に相談窓口を設置し、6次産業化に取り組む農業者や農業団体等の掘り起こしに努めます。
- 6次産業化に取り組む意向を持つ農業者や農業団体等に対しては、6次産業化プランナー※1と連携して、六次産業化法※2に基づく総合化事業計画の策定を支援します。
- 地域における6次産業化の取組を支援するため、具体的な要望内容に応じて現地指導班を編成し、必要に応じて国や県などの事業を有効に活用できるように、助言や指導を行います。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農業6次産業化推進プロジェクト会議の設置・開催	→	→	→	→	関連する数値目標 ・6次産業化事業の新規取組数
○ 総合化事業計画策定への支援	→	→	→	→	
○ 現地指導班による支援	→	→	→	→	

※1 6次産業化プランナー：国の6次産業創出総合対策に基づき、各県ごとに、6次産業化の取組につながる案件の発掘から事業化までの総合的なサポート等を行う「6次産業化サポートセンター」に所属し、6次産業化に取り組む農業者等の様々な課題に対して、総合的なサポートを行う専門家

※2 六次産業化法：「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等と、食料自給率の向上等に寄与することを目的とし平成22年に制定

② 県産農産物を活用した新たな加工品開発の推進

- 付加価値の高い加工品を開発するため、「美味しい甲斐開発プロジェクト」を立ち上げ、専門家による農産物加工や商品化等のアドバイスをを行い、新たな名産品づくりを推進します。
- 山梨を代表する新たなブランドとして「やまなしの逸品」を開発、商品化するとともに、地域の農産物を原料に地域を代表する加工品として「私たちの一品」を開発する取組を支援します。
- 新たに開発した加工品の生産拡大に必要な加工機材の整備、パッケージや販促資材の開発、商談会への出展等、流通・販売に関する支援を行います。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 美味しい甲斐開発プロジェクトの設置・実施	→ 設置・実施	→	→	→	関連する数値目標 ・美味しい甲斐開発プロジェクトによる新たな加工品開発数
○ 県域でのやまなしの逸品開発	→ 試作品5品目	→ 試作品5品目	→ 新特産品開発	→	
○ 地域での私たちの一品開発への支援	→ 4団体	→ 4団体	→ 4団体	→ 支援	
○ 商談会等への参加支援	→ 3回	→ 3回	→ 3回	→ 支援	

(4) 地産地消の推進

県産農産物の消費拡大を図るには、生産者と消費者の距離を縮め、互いの信頼関係を築き、地域で生産された農産物を地域内でより多く流通、消費させることが必要です。

また、県民のみならず本県を訪れる多くの観光客も対象とした地産地消を推進することも必要です。

このため、身近な直売所の利活用を図るとともに、地元農産物の理解促進と利用拡大に向けた取組を推進します。

① 農産物直売所の販売力の強化

- 直売施設の展示方法の改善や販売情報管理システムの導入等、農産物直売所の機能強化に向けた取組を促進します。
- 直売所の経営安定を図るため、専門家による経営管理や商品管理のセミナーを開催するとともに、県内の直売所を紹介するホームページの充実等により、直売所の利用推進を図ります。
- 利用者が求める地元農産物が安定して供給できるよう、生産品目の増加や周年生産、さらには直売所間の相互連携を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 直売所の機能強化への支援	→ 随時	→	→	→	関連する数値目標 ・農産物直売所の販売額
○ 直売所セミナー等による販売力強化への支援	→ 2回	→ 2回	→ 支援	→	
○ 品目の増加、周年生産等の推進	→ 実施	→	→	→	

② 地元農産物への理解の促進と利用の拡大

- 地産地消を県民運動として定着させていくため、地産地消推進大会を開催するとともに、地産地消サポーターの拡大を一層推進します。
- 地元農産物をPRする各種取組や、イベント等での農産物の展示、直売を通じて、消費者への理解の促進と利用の拡大を図ります。
- 学校給食での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。
- 関係団体や乳業メーカー等と連携して、小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を促進します。
- 第9次山梨県卸売市場整備計画において「地域拠点市場」と位置付けたことから、甲府市地方卸売市場の活性化を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 地産地消推進大会の開催	1回	1回	1回	1回	
○ 地産地消サポーターの登録推進	50人	50人	50人	50人	
○ 地元農産物のPR活動の実施	20回	20回	20回	20回	
○ 栄養士等への県産農産物出荷情報の提供	12回	12回	12回	12回	
○ 県産牛乳の安定的な供給支援	支援				



3 次代につながる力強い産地づくり

本県は、変化に富んだ自然条件や大消費地に近い有利な立地条件を活かし、ぶどう、もも、すももなど日本一の生産量を誇る果樹を中心に、水稲、野菜、花き、畜産等の特色ある産地を形成しています。

このような本県農業を成長産業として持続的に発展させていくためには、農業を支える多様な担い手の育成や、地域の状況と作物の特性に合った栽培技術、優良品種の開発普及などと併せ、規模拡大や作業の効率化、生産コストの低減につながる基盤整備に取り組み、競争力のある産地づくりを推進することが重要です。

特に、本県農業の主力である果樹産地では、ほ場整備や担い手への農地集積を進め、栽培面積の維持拡大を図る必要があります。また、全国第1位を生産量を誇るワインについては、他県産の原料で生産されるワインの評価が高まっており、本県の原料用ぶどうの更なる高品質化が求められています。

このため、本県の基幹品目である果樹の生産基盤の再生による産地強化を図るとともに、ワイン産地の育成や水稲、野菜、花き、畜産等の特色ある産地づくり、生産技術の確立と普及等、次代につながる力強い産地づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
果樹園の整備率	%	26	30	38
農業生産額	億円	897	909	1,000
うち果実生産額	億円	492	505	560
うち野菜生産額	億円	106	113	120
うち畜産生産額	億円	134	132	140

(1) 果樹産地の強化

本県の果樹産地の多くは中山間地域に立地し、小規模なほ場が分散しているなど不利な条件下でも、農家の高い生産技術に支えられた集約的な栽培が行われ、全国に誇るもも、ぶどう等の産地を形成してきました。

しかし、本県の果樹産地の競争力を強化していくには、作業の効率化や省力化、品目別のほ場の団地化、さらに、より高品質な果実生産が可能な経営基盤再生の取組が必要です。

このため、効率的な生産が可能となる果樹園の整備や担い手への農地集積を図るとともに、産地の戦略に基づく優良品目、品種への改植等を推進します。

① 果樹生産基盤の再生

- 果樹園の基盤整備を促進し、担い手への農地の集積や品目別の団地化を進めるため、農務事務所のプロジェクトチームによる各地区でのワークショップの開催や意向調査等を通じて、果樹生産地域の将来像を提示しながら、再生整備計画の策定を推進します。
- 果樹園の基盤整備に伴う既存果樹の伐採、ぶどう棚等の施設撤去、改植用大苗の育苗、畑かん施設の再設等、農家負担の軽減策を講ずるとともに、果樹園の団地化へ向けた基盤整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 果樹生産基盤再生整備計画の策定支援	→ 80 ha	→ 80 ha	→ 100 ha	→ 100 ha	関連する数値目標 ・果樹園の整備率
○ 果樹園の基盤整備	→ 実施	→	→	→	

② 果樹経営支援対策の推進

- 果樹産地の競争力を強化するため、産地自らが策定した「果樹産地構造改革計画」の実現に向け、国の支援対策を活用した小規模基盤整備や優良品種への改植等を推進します。
- 品質保持に必要な予冷・保冷施設や、高品質化に必要な光センサー選果機等、高度で効率的な集出荷施設の整備を支援します。
- 意欲ある果樹農家の経営規模拡大を推進するため、樹園地等を借り受けて省力化技術等を導入する際の借地代や苗木の育成費等を支援します。
- 農作業が集中する時期の補完労働力を確保するため、農作業を受託するJAの農地活用サポートセンターの設置、定着を支援するとともに、ぶどう栽培等の補完労働力として地域住民から都市住民までが参加できる仕組みを構築します。
- ぶどう等施設栽培の収益性の向上を図るため、燃料費の低減に向けた省エネ技術の導入指導や、温度管理、LED等を活用した光管理、有機質の施用等による安定生産技術の開発と普及を図ります。
- 果樹経営の安定を図る上で課題となる気象災害等に備え、農業共済組合と連携し、農業者等への農業共済制度の周知等を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 小規模基盤整備、優良品種への改植等の推進	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 光センサー選果機等の整備支援	→ 随時	→	→	→	
○ 新たに規模拡大に取り組む農家への支援	→ 25戸	→ 25戸	→ 支援	→	
○ 農地活用サポートセンターの設置、支援	→ 1団体	→ 支援	→	→	
○ 施設栽培における安定生産技術の開発・普及	→ 推進	→	→	→	
○ 農業共済制度の周知等	→ 随時	→	→	→	

(2) ワイン産地の育成

本県は、ワイン生産量で全国第1位を誇ってきていますが、安価で高品質な輸入ワインの増加や国内他産地との競争の激化により、県内ワインメーカーや原料栽培農家を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

一方、本県固有の甲州種を原料としたワインは、和食にあうワインとして国内外で脚光を浴び、ヨーロッパに向けた輸出も始まっています。今後も本県がワイン産地として維持、発展していくには、醸造用原料ぶどうの安定生産と高品質化を図ることが必要です。

このため、本県に適した優良な品種や系統の選抜、栽培技術の確立、さらに産地化に向けたワインメーカーと栽培農家の一体的な取組を推進します。

① 優良品種・系統の選抜

- 本県固有の品種である甲州種や主要な欧州系品種について、国内外から優良な系統の導入を進め、ウイルスフリー化と併せた保存管理や特性調査の実施等により、本県に適する優良品種、系統の選抜を図ります。
- ワイン酒造組合等関係者による検討会を定期的に行い、導入系統の迅速な選抜や普及を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 甲州種の優良系統(5系統)の現地選抜試験	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 欧州系優良品種・系統(5品種12系統)の現地選抜試験	→ 実施	→	→	→	
○ ワイン産地確立推進検討会の開催	→ 3回	→ 3回	→ 3回	→ 3回	

② 栽培技術の確立と指導体制の充実

- 醸造用原料ぶどうの高品質化を図るため、台木や仕立て法等の栽培技術の確立に向けて試験研究を進めます。
- フランスで栽培研修を受けた職員などによる直接指導等、原料用ぶどう栽培の研究、指導の充実を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 現地ほ場における台木、せん定方法等の試験	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 栽培エキスパートの育成と指導	→ フランス長期研修1人	→ 指導の実施	→	→	

③ 醸造用原料ぶどう栽培の拡大

- ワインメーカーと農家との契約栽培の拡大に向けて、耕作放棄地を活用したぶどう園の整備や優良な品種、系統の導入等を推進します。
- 醸造用原料ぶどうの栽培を拡大するため、ワインメーカー等の要望に対応できるほ場整備や農地のあっせん等を進めます。
- 醸造用甲州種の維持、拡大を図るため、都市住民や退職者等がJAや農家と一体となって栽培に携われる仕組みづくりを支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 醸造用ぶどうの契約栽培による新植支援	→ 2.5ha	→ 2.5ha	→ 支援	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ ワインメーカー等への農地のあっせんや基盤整備等の支援	→ 支援	→	→	→	
○ 甲州ぶどう栽培クラブの設置・運営支援	→ 2件	→ 4件	→ 4件	→ 2件	

(3) 競争力のある産地づくりを目指した基盤整備の推進

本県の水稲、野菜、花き、畜産等、特色ある産地を維持、発展させていくには、担い手が将来展望を描けるよう、地域のニーズを踏まえた生産基盤の整備を計画的かつ総合的に展開していく必要があります。

このため、農作物の省力、低コスト生産や効率的な集出荷に資するほ場整備等の基盤整備を推進し、競争力ある産地づくりを目指します。

① 農業生産基盤の整備推進

- 農作物の生産振興や農業経営の安定を図るため、多様な営農形態に応じたほ場整備、農業用排水施設や農道等の生産基盤の整備を推進します。
- 農産物輸送の合理化や沿線農地の利便性向上、集落間のアクセス向上など、効率的な農業経営に資する基幹農道の整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地の総合的な整備	→ 22地区	→ 21地区	→ 整備	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 基幹農道の整備	→ 13地区	→ 11地区	→ 整備	→	

(4) 特色ある産地づくりの推進

本県では、恵まれた立地や気象条件を活かし、水稻、野菜、花き、畜産等が各地域で展開されています。また、その地域の自然や文化、歴史等を背景に生産量は少ないものの特産品として優れた農産物も数多くあるとともに、各地の河川や湖沼では特色のある水産業が営まれています。

こうした特色ある産地づくりに向けて、各作物の特性や産地の条件に合った生産技術、省力低コスト技術の導入、優良品種や系統の生産振興、販路の拡大等、総合的な取組を推進します。

また、農家経営の安定を図る上で課題となる気象災害に備え、農業者等への農業共済制度の周知等を図ります。

① 水稻

- 米穀の需給及び価格の安定を図るため、戸別所得補償制度を活用し、主食用米の生産調整に取りくむとともに、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物による水田フル活用を推進し、畑地も含めて、麦、大豆、そば等の産地づくりを進めます。
- 近年の気象変動に対応して、平坦地から高冷地まで地域に適した水稻品種の導入を推進し、食味に優れ高品質な米づくりを進めます。
- 日本酒メーカーと連携して、酒造りに適した米の生産拡大や安定取引を支援します。
- 消費者の健康志向の高まり等の多様なニーズに対応し、紫黒米や米粉用米、飼料用米等の生産拡大を推進します。
- 直播き栽培や疎植栽培技術等を確立し、その普及を図るとともに、高性能農業機械の導入等を支援し、水田農業の低コスト化を推進します。
- 水田を中心とした地域農業の担い手としての法人を育成するとともに、法人への農地集積等を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 主食用米生産数量目標の達成	→ 100%	→ 100%	→ 100%	→ 100%	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 酒造好適米の作付面積	→ 18ha	→ 22ha	→ 28ha	→ 30ha	
○ 紫黒米等の作付面積	→ 25ha	→ 26ha	→ 27ha	→ 28ha	
○ 低コスト化に向けた技術、機械等の導入支援	→ 支援	→	→	→	
○ 水田フル活用に取り組む法人の育成	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	

② 野菜

- 特色ある野菜産地を維持、発展させるため、産地が策定した「産地強化計画」の実現に向けた施設、機械の導入や契約取引等を推進します。
- 野菜指定産地において市場価格の著しい低落が生じた場合に、野菜農家に交付する価格差補給金の資金造成を支援します。
- 直売所向け野菜産地の育成に向けて、地域特性を活かせる新品目の導入や生産組織の育成を支援するとともに、特産野菜を活用した加工品の開発を推進します。
- 産地と流通業者等の連携を促進し、標高差を利用したリレー出荷体制等の長期出荷体制を構築します。
- 普及センターを中心に試験研究機関、市町村、農協等が連携し、高度、先進技術の導入、定着を図ります。
- 新しい品種等の情報提供を積極的に行い、品種更新や新たな作物の導入を進めるとともに、野菜の日キャンペーン等を通じ、消費拡大を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 特色ある産地づくりに向けた施設・機械等の導入支援	→ 随時	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 価格差補給金の資金造成支援	→ 9品目	→ 9品目	→ 9品目	→ 9品目	
○ 地域特性を活かした生産振興と加工品開発支援	→ 随時	→	→	→	
○ 連携促進と長期出荷体制の整備のための打合せの開催	→ 随時	→	→	→	
○ 高度・先進技術の導入・定着	→ 随時	→	→	→	
○ 品種更新や新作物導入に向けた情報提供	→ 随時	→	→	→	

③ 花き

- 特色ある花き産地の育成を図るため、ミニコショウラン、ピラミッドアジサイ、クランベリー等、市場性の高いオリジナル花きの開発を進めます。
- 県育成品種の早期産地化を図るため、種苗の増殖、供給を推進するとともに、生産者団体におけるオリジナル資材の開発や一体的なPR活動等の取組を支援します。
- 燃油や電気の使用量低減に向けた省エネ技術や、温度管理の自動化装置、低コスト耐候性ハウス等の導入により、花き生産の省力化、低コスト化を推進します。
- 県産花きの販路開拓を進めるとともに、流通、販売段階の情報を生産に活かせるようにするため、生産者の花き展示商談会への出展を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ オリジナル花きの開発・種苗供給	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ ミニコチョウランオリジナル品種のプロモーション	→ 2回	→ 支援	→	→	
○ 省力化、低コスト化に向けた施設、機械等の導入支援	→ 支援	→	→	→	
○ 花き商談会出展による販路開拓への支援	→ 1回	→ 1回	→ 支援	→	

④ 畜産

- 高品質和牛である甲州牛の生産基盤の強化を図るため、県内の優良繁殖雌牛や県外から新たに導入した優良繁殖雌牛を活用した受精卵供給体制を整備するとともに、県立八ヶ岳牧場における優良肉用子牛の供給体制を活用し、県内産肥育もと牛に由来する甲州牛の増産を推進します。
- アイオワ州から導入した優良種豚による新たな系統豚の開発を推進するとともに、飲食店や流通、販売業者と連携した生産拡大を促進し、新県産豚肉ブランドの確立を図ります。
- 高級肉用鶏である甲州地どりの系統を引継ぎ、ブロイラーより肉質の良い「甲州頬落鶏」について、飼育期間が短くコストがかからない特徴を活かし、飼育農家を増やすとともに、甲州ワインに合う等の特徴をアピールして消費拡大につなげ、生産拡大を図ります。
- 乳質が高く乳量が多い乳牛を確保するための受精卵供給等を推進するとともに、牛乳、乳製品の地域ブランド確立へ向けた取組を促進します。
- 飼料自給率の向上を図るため、牧草等の優良品種の導入、耕作放棄地放牧活用後の牧草地としての利用、飼料用稲の生産拡大、県内産稲わらの飼料利用、牧草地や飼料畑の整備、機械化による収穫作業の効率化、作業受託組織の育成を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 甲州牛等の増産体制の整備	→ 体制整備	→ 支援	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 新銘柄豚の開発・普及	→ 開発	→ 種豚供給	→ 支援	→	
○ 甲州頬落鶏の雛供給、技術支援	→ 供給、支援	→	→	→	
○ 乳牛の能力向上のための優良受精卵の供給	→ 30個	→ 30個	→ 30個	→ 30個	
○ 牧草の新品種、飼料作物の優良品種の育成のための展示ほ設置	→ 2箇所	→ 2箇所	→ 2箇所	→ 2箇所	

⑤ 水産

- 内水面漁業の振興を図るため、アユ、ニジマス、コイ等の養殖用、放流用の種苗の生産供給、天然魚の生息場所の復元技術や淡水魚の増養殖技術の開発を進めます。
- クニマスの保護を図りながら、地域振興や内水面漁業の資源としての活用を検討するため、生息実態調査を行い、増養殖技術の開発を進めます。
- 養殖業の振興を図るため、淡水魚の飼育方法の改良やバイオテク等を利用した付加価値付与技術の開発を推進し、ブランド価値向上を支援します。
- カワウによる放流稚魚等の食害の軽減を図るため、飛来状況調査や食害防止対策を行うとともに、効果的な繁殖抑制や駆除技術の研究開発を推進します。
- バス類の密放流防止等、水産資源の適正な保全と利用に関する知識の啓発、普及を図り、漁場の適正管理を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 健全な種苗の生産供給	→ アユ:180万尾	→ アユ:180万尾	→ アユ:180万尾	→ アユ:180万尾	
○ クニマスの生態把握と増殖技術の検討	→ 実施	→	→	→	
○ 淡水魚のブランド価値向上のための技術開発、支援	→ 開発、支援	→	→	→	
○ カワウ営巣地の管理と繁殖抑制対策の実施	→ 1300--全巢	→ 1300--全巢	→ 1300--全巢	→ 1300--全巢	
○ 漁場監視員講習会等の開催	→ 4回	→ 4回	→ 4回	→ 4回	

⑥ 地域特産物

- 茶産地の維持、発展を図るため、栽培技術の改善や品質向上、県産ブランドである「甲斐のみどり」の販路拡大等の取組を支援します。
- あげぼの大豆、大塚にんじん、やはたいも等、本県固有の地域特産物の産地を維持発展させるため、生産技術の継承や付加価値を高める加工品の開発等を促進します。
- 地域に埋もれている加工品の掘り起こしや郷土食の復活を図るため、在来品種に関する情報提供や栽培指導等を行います。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県産茶「甲斐のみどり」の販路拡大支援	→ 販売促進資材等への支援	→	→	→	関連する数値目標
○ 地域特産物の生産継承支援	→ 支援	→	→	→	・農業生産額
○ 在来品種の栽培指導	→ 支援	→	→	→	

(5) 産地の競争力強化に向けた技術の開発と普及

力強い産地づくりの実現には、高品質な農産物を安定供給する栽培技術や経営安定につながる省力、低コスト化技術の開発、生理障害や病害虫等生産を阻害する要因への対策技術の開発が必要です。

このため、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産試験場、酪農試験場、水産技術センターにおいて、産地の課題を的確に把握し、新たな技術の開発を推進するとともに、横断的に研究開発を行う課題については、総合理工学研究機構と連携して、試験研究に取り組みます。また、これら技術の普及に当たっては、より地域に密着した普及指導を推進します。

① 高品質・安定生産技術等の確立

- 生食用ぶどう等、果樹、野菜、花きのオリジナル品種の育成と栽培技術の開発、豚、鶏の改良増殖や優良な種豚、種鶏、ヒナの供給等、高品質生産技術の確立を図ります。
- 果樹、野菜、水稻、花き等の生育調整剤の利用や省力的な品目の導入、省力化、単純化が可能な栽培技術の確立、本県の気候に適した牧草や飼料作物の選定、未利用資源を用いた飼料給与体系の確立等、省力、低コスト化技術の確立を図ります。
- 的確な病害虫対策、生理障害の発生抑制技術の確立、果実の収穫カラーチャートの開発、家畜や養殖魚の飼養管理と生産性阻害要因の防止技術の開発等、安定生産技術の確立を図ります。
- 環境負荷の少ない栽培技術や土壌の理化学性の解明に基づいた効果的な施肥技術等、環境保全型農業に関する技術の開発、免疫力を活性化させる飼料や本県の気候に合った放牧技術の確立等、環境にやさしい生産技術の確立を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 高品質生産技術の確立	→ 22課題	→ 実施	→	→	
○ 省力・低コスト化技術の確立	→ 6課題	→ 実施	→	→	
○ 安定生産技術の確立	→ 25課題	→ 実施	→	→	
○ 環境にやさしい生産技術の確立	→ 8課題	→ 実施	→	→	

② 産学官の連携による技術開発の推進

- 県内の大学や農業団体、企業等との連携により、現場に反映できる基礎的研究について検討するとともに、県産農産物の新たな加工方法やレシピ等の開発を促進し、特徴ある農産物の開発や科学的な根拠に基づく消費拡大のPRに繋がります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 大学等と試験研究機関、農業団体との連携推進	→ 随時	→	→	→	

③ 研究成果や技術情報等の迅速な普及

- 産地の競争力を高めるため、試験研究で開発されたオリジナル品種をはじめ、高品質多収技術、省力、低コスト化技術、畜産の飼養管理技術等について、現地実証ほの設置や調査活動等を通じて、産地への迅速な普及を図ります。
- 各地域における農作物の生育状況や病害虫の発生状況等の現地情報を的確に把握するとともに、試験研究機関と連携し必要な生産技術や防除情報を農家に迅速に提供します。また、情報提供の手法については、ICT(情報通信技術)等を活用した的確、迅速な情報提供と効率的な普及の方法を検討します。
- JAの営農指導員が現地指導を行う上での新技術の習得や技術の向上、各種情報の共有化等を図ることができるよう、普及センターとJAとの連携を強化し、現場の課題に即応できる普及活動を展開します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 試験研究機関で開発された新技術等の迅速な普及	→ 実証ほの設置、調査活動、研修会の開催等による技術の普及	→	→	→	
○ 生産技術、防除情報等の迅速な提供	→ 情報提供	→	→	→	
○ ICTを利用した情報提供体制の検討	→ 活用検討	→ 情報提供試行	→	→	



4 消費者から信頼される安全で優れたものづくり

消費者の食の安全・安心に対する関心が一段と高まる中で、消費者から信頼される農産物の生産が一層求められています。

また、地球温暖化等の環境問題への関心が一層の高まりをみせており、農業生産においても、農業が持つ自然循環機能の活用や環境保全を重視した生産方式の導入等の取組が必要となっています。

このため、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境にやさしい農業生産方式の導入を推進します。また、本県産農産物の安全・安心を確保する各種取組を強化するとともに、食育の推進等により、消費者から信頼される安全で優れたものづくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
エコファーマー認定者数	人	6,615	7,414	7,800
GAP(農業生産工程管理)※1の導入産地数	産地	—	8	24
環境保全型農業直接支払取組面積	ha	—	—	180
有機農業に取り組む農家数	戸	—	95	115

※1 GAP(農業生産工程管理):農業生産者自らが食品の安全確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために実践する農作業工程等の点検、評価の手法。
(Good Agricultural Practiceの略称)

(1) 環境にやさしい生産方式への転換

農業・農村が持続的に発展していくためには、農業が本来持っている自然循環機能を活かした農業生産活動等を行うことにより、環境への負荷をより一層軽減することが必要です。

このため、化学肥料や化学合成農薬を低減する栽培や有機農業の導入、有機性資源の利活用を推進します。

① 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の推進

- 化学合成農薬の低減に向けて、総合農業技術センターや果樹試験場において、天敵、フェロモン剤、生物農薬等の研究実証を進めます。
- 化学肥料、化学合成農薬の5割以上低減(果樹では化学合成農薬3割以上)を目標とした実証ほを設置し、生産現場における低減技術の研究、開発を推進します。
- 化学肥料、化学合成農薬の低減栽培に向けた技術の普及を推進するとともに、「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」※1の認証品目の拡大や集団的な取組を促進します。
- 持続性の高い農業生産方式の導入に取り組むエコファーマーの認定を推進します。

- 環境保全型農業直接支払制度により、環境負荷低減に向けた取組を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 化学肥料・化学農薬低減のモニタリング調査の実施	→ 270件	→ 270件	→ 270件	→ 270件	関連する数値目標 ・エコファーマー認定者数 ・環境保全型農業直接支払取組面積
○ 生産現場における低減技術の確立導入のための実証ほの設置	→ 4箇所	→ 4箇所	→ 4箇所	→ 4箇所	
○ 持続性の高い農業生産方式の導入計画策定支援	→ 随時	→	→	→	
○ 環境保全型農業直接支払制度の取組拡大に向けた啓発、指導	→ 実施	→	→	→	

※1 甲斐のこだわり環境農産物認証制度:化学肥料や化学合成農薬を3割以上低減して生産された農産物を認証する本県独自の制度

② 有機の郷づくりの推進

- 本県の優れた自然条件を活かして、県内全域の農家が環境にやさしい農業に取り組み、こうした農業が県民や消費者に支持される「有機の郷づくり」を推進します。
- 有機農業※1に多くの農業者が取り組めるよう、総合農業技術センターにおいて病害虫に強い品種の選定や生物農薬、被覆資材、作型等の有機栽培技術の研究実証を進めます。
- 有機農業経営の確立に向け、有機農業講座の開催や先進事例の紹介等を行うとともに、面的な整備を行ったほ場での堆肥等による土づくりを図り、環境に配慮した農業を促進します。
- 有機農業の実践者や市町村、農業団体等で構成する県有機農業推進協会を中心に、有機農業の推進方策の検討を行い、普及啓発等の施策の展開を推進します。
- 県内で有機農業に取り組む農業者で構成する団体が行う販路拡大の取組や消費者向けの理解促進活動等を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 有機栽培技術の研究・実証	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・有機農業に取り組む農家数
○ 有機農業栽培事例調査の実施	→ 事例調査	→ 普及・定着	→	→	
○ 有機農業取組農家への技術支援	→ 随時	→	→	→	
○ 有機農業取組団体の啓発活動への支援	→ 随時	→	→	→	

※1 有機農業:化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

③ 有機性資源の利活用の推進

- 家畜ふん尿の有効利用を推進するため、耕種農家と畜産農家との連携による高品質な堆肥の生産・流通体制の整備等を促進します。
- 果樹のせん定枝等の未利用資源の利用法や生ゴミ等の堆肥化、有機物の施用技術等の研究を進め、資源の利活用を図ります。
- 畜産分野でのエコフィードを推進するため、ブドウ粕や竹の粉末、パンくず等を活用した飼料給与実証試験を実施するとともに、試験成果の研修会等を開催し、生産現場への普及と技術確立を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 畜産農家への高品質堆肥生産指導	→ 随時	→	→	→	
○ 未利用資源の活用促進	→ 随時	→	→	→	
○ エコフィード技術の確立	→ 推進	→	→	→	

(2) 安全・安心な農産物の生産・供給

食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するには、生産資材の適正な使用とともに、消費者が求める情報を正確かつ迅速に提供することが必要です。

このため、生産段階においてGAP(農業生産工程管理)の導入を段階的に図るとともに、農薬、肥料、飼料の適正な使用や生産情報の一層の開示等を推進します。

① GAP等の導入推進

- GAPの導入を推進するため、県下での導入手法の検討や検証を行うGAP導入推進会議を開催するとともに、地域単位で核となるリーダーの育成や推進チームによる普及・指導を行います。
- GAP手法の普及に向けて、農業者や農業団体等への理解促進を図り、導入をめざす産地での実践に向けた取組を進めるとともに、導入産地における生産情報の積極的な開示を促進します。
- 地域や実施主体の実情に応じたGAPの基礎的な事項を導入する「本県用GAP(通称:Y-GAP)」から、国のガイドライン※1に定めるGAPまで、段階的な導入指導を進めます。
- 畜産の生産工程での疾病予防や生産物の安全性の確保を図るため、畜産農家や畜産加工施設におけるHACCP(危害分析重要管理点)※2手法の導入を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 研修会等によるGAP推進リーダーの育成	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 支援	関連する数値目標 ・GAPの導入産地数
○ 産地に応じたGAPの導入推進	→ 4地区	→ 4地区	→ 4地区	→ 支援	
○ GAP導入産地の情報の消費者等への提供	→ 随時	→	→	→	
○ HACCPの導入指導	→ 随時	→	→	→	

※1 国のガイドライン:「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」、農林水産省生産局、平成22年4月制定(平成23年8月改定)

※2 HACCP(危害分析重要管理点):食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する手法。
(Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称)

② 安全・安心に関する情報提供

- 安全・安心な農産物の生産体制の構築に向け、農薬の使用状況等、生産履歴の記帳指導を進めます。
- 放射性物質による農産物汚染への懸念が広がっているため、県産農産物の安全性を証明することができるよう、主要な農産物を対象とした放射性物質検査実施計画に基づく検査を実施し、検査結果を迅速に公表します。
- 国内で生産された牛肉について、その生産、加工、流通、販売までを追跡、遡及できるようにする、牛肉のトレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、関係機関と連携し畜産農家や食肉関連事業者等の指導を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 生産履歴記帳指導	→ 随時	→	→	→	
○ 放射性物質の検査体制の整備	→ 実施	→	→	→	
○ 牛肉トレーサビリティ制度の適正運用に向けた指導	→ 実施	→	→	→	

③ 適正な食品表示の徹底

- JAS法等の関係法令に基づき、関係機関、団体等と連携しながら食品表示制度の啓発、普及や適正表示の指導徹底を図ります。
- 米や米加工品の生産から販売、提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成保存する米トレーサビリティ制度の適正な運用を図るため、米や米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業者(生産者を含む)への指導を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 定期的な調査の実施	→ 4回	→	→	→	
○ 食品表示等の巡回指導	→ 随時	→	→	→	

④ 家畜等の疾病対策と防疫体制の強化

- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめとする伝染病等の検査や診断を徹底するとともに、万一発生した場合にはマニュアルに基づいたまん延防止対策を迅速に実施します。
- 牛肉の安全確保を図るため、牛海綿状脳症(BSE)の検査を実施するとともに、万一発生した場合には原因究明のための調査や防疫対策の徹底を図ります。
- 畜産農家等の家畜衛生に対する一層の意識啓発を図るため、飼養衛生管理基準の遵守や異常家畜、家さんの早期発見、通報等を内容とする研修会の開催や情報提供等を行います。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の万一の発生に対して迅速かつ的確に初動態勢が取れるように、畜産農家の飼養衛生管理状況調査を徹底します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 口蹄疫等の防疫演習の実施	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	
○ 鳥インフルエンザに係るモニタリング検査等の実施 ※1	→ 700件	→ 700件	→ 700件	→ 700件	
○ BSE検査の実施	→ 24ヶ月齢以上の死亡牛全頭	→	→	→	
○ 家畜衛生対策研修会の開催	→ 1回	→ 1回	→ 1回	→ 1回	
○ 畜産農家の飼養衛生管理状況調査	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	

※1 モニタリング検査:高病原性鳥インフルエンザの侵入の有無を確認するため、飼養羽数千羽以上の採卵鶏農家6戸を対象に月に一度行う抗体検査及びウイルス検査

⑤ 農薬等の適正使用の推進

- 主要作物の病虫害発生状況調査をもとに、病虫害発生予報(11回/年)、病虫害発生予察注意報(随時)等を発行し、適期防除と農薬適正使用に係る指導啓発を推進します。
- ポジティブリスト制度に対応するため、農業団体等と連携した指導対策会議等により、農薬の適正使用や飛散防止対策を徹底するとともに、主要な農産物の残留農薬調査を実施します。
- 家畜防疫上の衛生指導、動物用医薬品の適正使用の指導、飼料の安全性の検査等を通じて、安全・安心な畜産物の生産を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 適期防除情報等の提供	→ 実施	→	→	→	
○ 農薬の適正使用と飛散防止対策の普及・指導	→ 実施	→	→	→	
○ 残留農薬調査の実施	→ 30検体	→ 30検体	→ 30検体	→ 30検体	
○ 飼料の安全確保に向けた巡回指導	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	

(3) 食育の推進

食に関する情報の多様化や料理をする機会が減少する中で、健全な食生活に欠かせない正確な知識や判断力を身に付けることが必要となります。また、地域を知り、食への関心を高めるために、地域農業の歴史や役割、文化を理解し、食に感謝する心を養っていく活動が必要です。

このため、学校や保育所、地域における食育の取組を進めるとともに、食育を県民運動として展開します。

① 学校・保育所等での食育の推進

- 学校給食への県産農産物の利用状況を調査するとともに、地域で生産されている学校給食に利用が可能な農産物の情報を提供します。
- 小中学校における学校農園等を利用した児童、生徒の農作物の栽培体験について支援します。
- 児童生徒が地域の食文化を理解し、食に対して感謝する心を育てられるよう、学校における食育活動と連携し、生産者、農業団体等との情報交換を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県産農産物利用状況調査の実施		→ 利用状況調査		→ 利用状況調査	
○ 学校教育における農業体験学習の促進	→ 4校	→ 4校	→ 4校	→ 4校	
○ 学校における食育活動との連携と情報交換	→ 随時	→	→	→	

② 食育推進体制の整備と県民運動の展開

- 食育推進ボランティアを対象とした研修会等を開催し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。
- 食育月間に併せた啓発や食育情報の提供、食育推進シンポジウムの開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、家庭、学校、保育所、地域等が連携した取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 食育ボランティア研修会等の開催	→ 3回	→ 3回	→ 3回	→ 3回	
○ 食育推進シンポジウムの開催	→ 1回	→ 1回	→ 1回	→ 1回	



5 自然と調和した美しい里づくり

農業は食料を供給する機能のほかに、国土の保全や水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しており、中でも、本県の果樹園を中心とする農村景観は、全国に誇れる美しい農村空間として県民共有の財産となっています。

こうした中、近年、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加や鳥獣害の拡大等により、多面的機能の発揮に支障を生じる事態が懸念されています。

また、地球温暖化等の環境問題への意識が高まる中、東日本大震災を踏まえ太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用が大きな関心を集めており、農村においても太陽光発電や小水力発電等の導入が進みつつあります。

このため、魅力ある農村資源の保全や再生可能エネルギーの利用推進、耕作放棄地の発生防止、鳥獣害防止対策の強化等、自然と調和した美しい里づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
農地・水保管理共同活動取組面積	ha	—	6,156	7,000
耕作放棄解消累計面積(H20～)	ha	—	545	1,250
獣害防止柵の整備による被害防止面積	ha	—	2,300	3,500

(1) 美しい農村景観保全の推進

農村における過疎化、高齢化、混住化の進行に伴い、農業生産活動の停滞や集落機能の低下が見られることから、食料の安定供給の確保はもとより、農村景観の保全に不可欠な農地や農業用水等の農村資源の適切な管理が必要となっています。

このため、農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全や、農村環境との調和に配慮した基盤整備を推進します。

また、農業・農村における再生可能エネルギーの利活用の可能性を検討します。

① 農地や農業用水等の維持保全

- 農業生産の基盤となる農地、農業用水等の保全と質的向上を図るため、農業者や地域住民等が参画した地域共同活動組織による資源保全活動を支援します。
- 既設の農道や農業水利施設の長寿命化によるライフサイクルコスト※1の低減を図るため、既存施設の劣化状況等の機能診断を行い、効果的な保全対策を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地・水保全管理活動の取組面積の拡大	→ 200ha	→ 210ha	→ 220ha	→ 220ha	関連する数値目標 ・農地・水保全管理共同活動取組面積
○ 農業用施設の機能診断と保全対策の推進	→ 実施	→	→	→	

※1 ライフサイクルコスト: 施設の建設に要する経費及び供用期間中の維持・補修等の経費や、廃棄に要する経費に至るまでの全ての経費の総額

② 環境との調和に配慮した基盤整備

- 農村における生態系や自然環境等に配慮しながら、自然石を利用した施工方法等による農業生産基盤の整備を推進します。
- 伝統的な農業用施設や美しい農村景観の保全、復元、またこれらをつなぐ田園散策道の整備等により、地域の景観特性に配慮した農村整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 自然環境や景観に配慮した基盤の整備	→ 4地区	→ 4地区	→ 整備	→	

③ 農業・農村における再生可能エネルギーの活用推進

- 農村地域への太陽光発電や小水力発電等の導入を促進するため、農業用施設における設置可能調査やモデル施設の整備等を進めます。
- 農業分野におけるバイオマス※1や地中熱等の利用に関する先進事例の調査や企業との連携による活用方策の検討を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 太陽光発電、小水力発電施設の整備、支援	→ 整備	→ 支援	→	→	
○ バイオマス等の農業への利用方法の検討	→ 随時	→	→	→	

※1 バイオマス: 再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

(2) 中山間地域の活性化の推進

本県農地の約6割を占める中山間地域は、農業生産条件が不利なうえ、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加、鳥獣害の拡大等が進んでいます。

一方、中山間地域の農業は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、県民生活にとって重要な役割を果たしています。

このため、集落活動により農業生産の維持と多面的機能の発揮を図るとともに、災害防止等の生活環境の整備を推進します。

① 集落機能の強化による多面的機能の確保

- 中山間地域の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度により、集落協定に基づき継続的に行う農業生産活動等の取組を支援します。
- 中山間ふるさと水と土基金事業により、地域住民活動を推進する人材の育成や施設・農地の利活用、保全整備の取組を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 中山間地域等直接支払制度の取組面積の拡大	→ 90ha	→ 80ha	→ 80ha	→ 80ha	※H22年度の取組面積：3970ha
○ 地域住民活動の取組への支援	→ 推進	→	→	→	

② 農村の生活環境の整備

- 中山間地域を中心として農道や水路等の農業生産基盤、防災安全施設や営農飲雑用水等の農村生活環境基盤の総合的な整備を推進します。
- 災害の未然防止を図るため、ため池等の整備や地すべり防止対策等を実施し、安全・安心な農村地域づくりを推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 生活環境基盤の整備	→ 12地区	→ 11地区	→ 整備	→	
○ 農地等防災事業の実施	→ 14地区	→ 13地区	→ 整備	→	

(3) 耕作放棄地の発生防止と有効活用

本県の耕作放棄地は、中山間地域を中心に、都市近郊や平坦地でも発生が見られるようになっており、農業生産活動に影響を及ぼすとともに、農村景観の維持にも支障を来していることから、耕作放棄地対策の強化が必要です。

このため、国の耕作放棄地解消支援ガイドラインを踏まえて策定した県耕作放棄地再生活用指針に基づき、農業委員会や市町村が行う農地利用状況調査、耕作放棄地全体調査等を踏まえ、地域の状況に応じて、耕作放棄地の発生防止と有効活用に向けて対策を促進します。

① 耕作放棄地対策の計画的な推進

- 県耕作放棄地再生活用指針に基づき、市町村単位で耕作放棄地を一筆ごとに管理する中で、地域の実情に応じた対策を進めます。
- 耕作放棄地の解消に向け、市町村耕作放棄地再生5ヶ年計画に基づき、耕作放棄地の実態調査や解消方策の検討、所有者への指導等、耕作放棄地の活用を図るための取組を支援します。
- 市町村農業委員会が実施する耕作放棄地の所有者等に対する指導業務や、農地利用調整業務等の取組を促進します。
- 市町村段階での耕作放棄地の実態や農家意向に関する情報を取り入れた電子地図情報を活用し、農地情報の共有化を図り、耕作放棄地の利活用を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県指針に基づく解消事業の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 耕作放棄地の調査・所有者等の指導	→	→	→	→	
○ 耕作放棄地電子地図化の推進	→	→	→	→	

② 多様な担い手への利用集積と基盤整備の推進

- 優良農地の中にある耕作放棄地については、認定農業者をはじめ、農業生産法人や農業参入企業等への利用集積を促進し、多様な担い手による耕作放棄地の利用を促進する市町村の取組を支援します。
- 多様な担い手への利用集積を促進するため、耕作放棄地の復元に必要な土地基盤整備や農地利用集積円滑化団体等によるあっせん活動を支援します。
- JA等の農地活用サポートセンターが実施する農地を有効活用するための農作業の受託、農地の一時管理等の取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 耕作放棄地の解消面積の拡大	→ 170ha	→ 175ha	→ 180ha	→ 180ha	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 農地の集積や条件整備による耕作放棄地の活用	→ 支援	→	→	→	
○ 基盤整備の推進	→ 12地区	→ 11地区	→ 整備	→	
○ 農地活用サポートセンターの設置推進	→ 1団体	→ 支援	→	→	

③ 耕作放棄地の多様な活用の促進

- 農業生産条件の不利な耕作放棄地の解消に向け、山菜等省力栽培農園や市民農園の開設、家畜の放牧等を推進するほか、企業の社会貢献活動等の場としての利活用を促進します。
- 山間部の急傾斜地等、土地条件が不利な地域で、復元しても農地としての利用の見込みがないものについては、山林への転用も含め農業以外の土地利用を視野に入れた活用を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 市民農園、家畜放牧等による利活用	→ 整備支援	→	→	→	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 企業の社会貢献活動等による利活用	→ 活用推進	→	→	→	
○ 山林転用による利活用	→ 転用指導	→	→	→	

(4) 鳥獣害防止対策の強化

野生鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地が増加する一因となっています。

また、耕作放棄地は、野生鳥獣の隠れ場所にもなることから、被害の拡大に拍車をかけています。

このため、関係団体等で構成する野生鳥獣被害対策連絡協議会で防止対策の総合検討を進めるとともに、生息状況の把握と適正な個体数管理を図りながら、被害防止施設の効果的な導入促進と関係団体及び地域が一体となった防止対策の取組を推進します。

① 地域ぐるみによる防止対策の推進

- 鳥獣害防止技術指導員として養成した県や市町村の職員、JA営農指導員等による鳥獣害防止指導により、地域の被害状況や営農形態に応じた的確な被害防止対策を推進します。
- サルを追い払うよう訓練したモンキードッグの活用やサルの接近を察知する警戒システムを活用する等、地域住民全体で追い払う取組を支援します。
- 被害集落単位での鳥獣害防止対策を推進するため、合意形成等を担う集落リーダーの育成を図り、地域ぐるみで組織的な防止対策を講じます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 研修等による鳥獣害防止技術指導員の養成・資質向上	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・獣害防止柵の整備による被害防止面積
○ サル追払い等の地域ぐるみの取組の推進	→ 支援	→	→	→	
○ 集落リーダーの育成、活動支援	→ 40名	→ 40名	→ 支援	→	

② 効果的な被害防止施設の整備

- 獣害に対する広域的で一体的な防護環境の実現を図るため、獣害防止柵整備計画を策定し、被害状況や景観への配慮等、地域の実情を踏まえた侵入防止柵の計画的な整備と併せ、既存施設の保全管理や機能強化を推進します。
- 点在する農地や山間部の農地等、広域での侵入防止柵の設置が困難な地域においては、多くの種類の野生動物の侵入に対応でき、安価で簡易に設置できる侵入防止柵「獣塀くんライト」の現地実証を進め、普及を推進します。
- 野生鳥獣の生息状況や行動範囲の把握等の調査研究成果を地域の被害防止対策に有効に活用します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 獣害防止柵整備計画の策定・推進	→ 策定・推進	→	→	→	関連する数値目標 ・獣害防止柵の整備による被害防止面積
○ 電気柵等の鳥獣害防止施設の整備	→ 67km	→ 68km	→ 70km	→ 70km	
○ 被害防止対策の研究開発・普及	→ 随時	→	→	→	

③ 適正な個体数の管理

- ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象に特定鳥獣保護管理計画※1に基づき、計画的な管理捕獲の実施による適正な個体数管理を図ることと併せ、市町村鳥獣害対策協議会が行う捕獲器具等の導入に対し支援します。また、ツキノワグマ保護管理指針に基づく農業被害対策を推進します。
- 鳥獣捕獲従事者を育成するため開催される技術講習会への参加を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 管理捕獲、市町村鳥獣害対策協議会への支援	→ 26市町村	→ 26市町村	→ 26市町村	→ 26市町村	
○ 技術講習会への参加支援	→ 随時	→	→	→	

※1 特定鳥獣保護管理計画：地域的に著しく増加または減少し、計画的な保護管理が必要な鳥獣の個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的・継続的に推進する計画



6 観光と連携したふれあいの里づくり

本県は、東京圏に近い有利な立地条件や富士山、南アルプス連峰、奥秩父山塊等の山々に囲まれた豊かな自然に恵まれ、多くの観光客が訪れています。また、ももやぶどうに代表される多彩な農産物、果樹園等が織りなす四季折々の農村景観は、貴重な観光資源となっています。

長引く経済不況等の影響を受け、本県を訪れる観光客は伸び悩んでいます。都市住民の中では、農林業等の生産活動について学び、交流や体験を行うグリーンツーリズム等、地域の資源を活用したニューツーリズムに着目するとともに、農村地域への定住等に願望を持つ人が多くなっています。

こうした中で、本県の農村の活性化を図るには、山梨特有の農村景観や食文化、伝統等の地域資源を十分に活かした、都市と農村の交流や地域づくりが必要です。

このため、地域住民や農業者が一体となった都市農村交流の推進、魅力ある交流拠点の整備と農村情報の発信等、観光と連携したふれあいの里づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
主要な交流施設の利用者数	千人	4,780	4,875	5,000
主要な交流施設における農業・農村体験者数	千人	160	233	250
企業の農園づくり等の農業・農村体験の受入地区数	地区	—	10	50

(1) 都市農村交流の推進

持続的な都市農村交流を進めるためには、地域資源を活用した魅力ある体験メニューの提供が必要です。

このため、富士の国やまなし農村休暇邑協会と連携し、受入れ体制を強化するため、体験メニューの開発等、都市と農村との交流活動の橋渡し役を担う地域コーディネーターを育成するとともに、地域が主体的に活動できるような受け皿づくりを進め、農村文化や郷土食等、農村資源を活用した多彩な体験メニューの提供等を推進します。

① 地域資源や食材の活用

- 伝統野菜、完熟もも等の地域特産物を観光客に提供する仕組みづくりや、優れた農村景観、農村文化、食材の開発、加工施設の整備等に関する支援を行うとともに、地域住民が一体となった交流プログラムの開発を促進します。
- 地域特産物を活用した加工品開発等を促進するため、専門家による加工方法や商品化等のアドバイスを行うとともに、パッケージや販促資材の開発等、流通・販売に関する支援を行います。

- 捕獲したニホンジカ等を貴重な食肉資源(ジビエ※1)として有効活用する取組を支援するため、関係者間の連携を促進するとともに、捕獲から流通・加工の安全性を確保するための指導を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 地域資源の発掘、活用	→	→	→	→	
	資源の掘り起こし支援				
○ 地域特産物を活用した加工 品開発支援	→	→	→	→	
	支援				
○ ジビエの活用促進に向けた 市町村等への指導・助言	→	→	→	→	
	支援				

※1 ジビエ:狩猟の対象となり食用とする野生の鳥獣またはその肉

② 多彩な体験メニューの提供

- 農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用しようとする企業の取組(企業の農園づくり)を支援するため、企業を受け入れる農村地域の育成やマッチングを推進します。
- 都市住民等が参加し、JAや農家と一体となって醸造用甲州種の栽培に携われる仕組みづくりを推進します。
- 山梨の特性を活かしたグリーンツーリズムを創出し、日帰り型から滞在型までの多彩な体験メニューを提供できるよう、富士の国やまなし農村休暇邑協会による交流体験ツアーのプログラムづくり等を支援します。
- 小中学校の農業体験等を組み込んだ多様な体験型教育旅行に対応するため、農村体験メニューづくりや農家体験民宿の開業を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 企業・農村地域へのア プローチとマッチング	→	→	→	→	関連する数値目標 ・企業の農園づくり 等の農業農村体験 の受入地区数 ・主要な交流施設 の利用者数 ・主要な交流施設 における農業・農 村体験者数
	随時				
○ 交流体験ツアーのプログラ ムの開発、実施支援	→	→	→	→	
	4企画	4企画	支援		
○ 体験メニュー集の作成、メ ニュー充実への支援	→	→	→	→	
	情報提供等				
○ 農家体験民宿の開業等へ の支援	→	→	→	→	
	支援				

③ 観光農業に適した作目・品種、栽培方法等の導入推進

- 地域特産物を新たな観光資源として利用する取組や観光に適した作目・品種、栽培方法等の導入について技術支援を進めます。
- 標高差を利用した産地間リレーや地域内の複数品目の組み合わせ等、長期間の集客を可能とする取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 観光に適した品目導入や技術支援	→	→	→	→	
	随時				
○ 収穫体験の長期化のための情報提供、技術支援	→	→	→	→	
	随時				

(2) 交流拠点等の整備と農村情報の発信

近年、都市住民を中心にゆとりややすらぎへの願望、健康志向の高まりから、農山村での滞在や体験活動を求める動きが出ており、こうしたニーズに対応することが必要です。

このため、交流拠点施設及びアクセス道路等を整備するとともに、県内外への農村情報の発信等を推進します。

① 魅力ある交流施設等の整備

- 農山村地域における都市と農村の交流を促進するため、農村景観や自然環境の保全に向けた取組を進めます。
- 農業に親しむ場を提供するため、市民農園、農家体験民宿、加工体験施設等の整備を支援するとともに、耕作放棄地等の有効活用に向けた取組を推進します。
- 二地域居住や定住を志向する都市住民のニーズに対応するため、滞在型の市民農園(クライנגアルテン)や集落道、給水・排水施設等の整備を支援します。
- 農村地域へのアクセス道路等の整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 地域間交流拠点等の整備	→	→	→	→	関連する数値目標 ・主要な交流施設の利用者数
	3地区	支援			
○ アクセス道路等の整備	→	→	→	→	
	8箇所	6箇所	整備		

② 農村情報の県内外への発信

- 直売所や交流施設などの農村地域の情報を、県のホームページをはじめ、富士の国やまなし農村休暇邑協会のパンフレット、旅行代理店への誘客促進活動等を通じて、県内外に向けて積極的に発信します。
- 二地域居住の促進により、本県の交流・定住人口の増加を図るため、官民協働で行う首都圏等での相談会の開催や本県での暮らし(やまなしライフ)に関する情報提供等の支援を通じ、田舎暮らしに関する情報を発信します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県ホームページ等による農村地域情報の発信	→	→	→	→	
○ ガイドブックやホームページへの農業・農村情報の提供	→	→	→	→	
○ 農業・農村情報の提供による甲斐適生活相談会等の開催への支援	→	→	→	→	



V 地域別重点推進事項

1 中北地域

(1) 水田地帯や畑作地帯の特性を活かした農業の振興

中北地域のうち、八ヶ岳南麓や釜無川沿岸を中心とした地域では、県内の米生産量の約5割を占める水田農業が営まれるとともに、茅ヶ岳山麓等では、野菜を中心とした畑作農業や畜産、酪農等の様々な農業が営まれています。今後こうした営農形態を維持、発展していくためには、地域の自然条件や立地条件等の特性を活かした力強い産地づくりが必要です。

そこで、水田農業の構造改革や野菜、畜産等の特色ある産地の育成、畑作地帯を中心とした基盤整備等を推進します。

① 水田フル活用の推進

- コシヒカリや農林48号、ヒノヒカリ等の地域に適した品種の安定生産を図るとともに、作業受委託システムや共同育苗、乾燥プラントの活用等を促進し、低コストで美味しい米づくりを推進します。
- 水田で麦、そば、大豆、米粉用米、稲発酵粗飼料(WCS)用稲等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得水準が確保できるよう支払われる交付金を活用し、水田のフル活用を推進します。
- 水田のほ場整備により作業の効率化を図るとともに、水田農業の担い手として、各種農作業を受託するファームグループの育成と法人化を推進しながら、水田の利用集積を促進します。

② 野菜、畜産等の特色ある産地の育成

- 峡北地域の野菜産地においては、トマトやほうれんそう等の契約栽培を推進し、低コスト化や高付加価値化に向けた取組を支援します。
- 環境保全型農業直接支払制度を活用し、カバークロップや草生栽培等、温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を進め、有機農業の導入を支援します。
- 甲州牛、甲州ワインビーフ等の畜産生産基盤を強化するとともに、酪農経営の安定を図るため、自給飼料の増産や低コスト生産を推進します。

③ 畑作地帯の生産基盤整備と企業の農業参入の促進

- 北杜市等の畑作地帯における農業用水の確保、ほ場整備、農道等の生産基盤の整備や、甲斐駒ヶ岳広域農道、八ヶ岳南広域農道等の幹線農道の整備を推進し、作業効率の向上や流通の効率化を図ります。
- 各市町や農業振興公社等と連携し、耕作放棄地等を活用しながら、農産物の生産形態に合わせた農地整備等を行い、企業の農業参入を促進します。

(2) 特色ある果樹農業や都市近郊型農業の発展

中北地域のうち、甲府盆地の中心から北西部に及ぶ地域では、多種類の品目が栽培される等、特色ある果樹産地が形成されているとともに、甲府盆地の中央部では、都市近郊の地の利を活かした野菜や花き等の生産も盛んに行われています。

今後とも、こうした特色ある果樹産地の再生整備や野菜産地の強化、直売所を核とした地産地消の取組等を推進します。

① もも、すもも、おうとう等の産地の再生整備

- 本県のオリジナル品種であるすももの「サマーエンジェル」やおうとうの「富士あかね」、地域で育成されたももの優良早生系品種や、すももの「貴陽」等への改植を進め、産地化と安定生産を図りながら、ブランド化を推進します。
- ももの光センサー選果機のデータを活用して品質向上を促すとともに、高度で効率的な集出荷体制の整備を支援します。
- 果樹地帯では、農作業の省力化や経営の効率化、担い手への農地集積を図るため、ほ場整備等の生産基盤の整備を推進するとともに、省力化技術の導入や定着を支援します。
- 担い手の高齢化に伴う補完労働力の確保対策として、せん定や施肥等の作業を共同で行う組織や作業を受託する組織の育成を推進します。

② 施設野菜、露地野菜等の産地強化の推進

- 中央市や南アルプス市におけるトマト、きゅうりをはじめとした施設野菜、甲府市や中央市におけるスイートコーン、なす等の露地野菜の生産振興を図るため、新品種や新技術の導入、生産体系の確立等を支援します。
- 北杜市の紅花いんげん、「甲斐のこだわり環境農産物」である甲斐市のやはたいも等の、地域特産野菜の生産拡大を支援し、消費者に信頼されるものづくりを推進します。
- シクラメンや洋ラン等の花き産地では、経営の安定を図るため、新品目や新品種の導入、生産コスト低減技術の改善、販売促進等の取組を支援します。

③ 産地を支える担い手の確保・育成

- 産地の中核を担う認定農業者や農業生産法人を育成するとともに、離転職者や定年帰農者、企業の農業参入等、多様な担い手を確保する取組を推進します。
- 就農を前提に農村に移住し、農業生産活動や地域活動を行う都市住民等の活動を支援するとともに、就農定着支援制度により、農家子弟や新規参入者のスムーズな就農を支援します。
- ニューファーマー応援チームにより、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関して支援します。

④ 地産地消による地域農産物の利用拡大

- 直売施設の売場や商品管理体制の整備を支援するとともに、新たな品目、品種の選定、導入の検討や栽培指導等を行います。
- 地域の農畜産物を活用し加工品を生産する新たなグループの育成や既存グループの法人化、組織体制の強化を促進し、新たな加工品の開発や販路の確保等の活動を支援します。
- 学校給食への地域農産物の利用を促進するため、需要者と生産者の情報交換を促すとともに、生産者組織の育成や供給体制づくりを支援します。

(3) 豊かに広がる自然を活かした農村づくり

中北地域は、3,000m級の山々からなる南アルプスや八ヶ岳南麓の高原等の自然や観光資源に恵まれており、毎年、多くの観光客が訪れています。今後、地域の活性化を図るには、観光と連携した農業の振興と農村づくりが必要です。

そこで、地域の資源を活かした都市農村交流や観光農業が進められるよう、受入れ組織の育成や交流の拠点となる施設の整備、農村環境の整備等の取組を推進します。

① 都市農村交流と観光農業の推進

- 南アルプス市や北杜市のさくらんぼ狩り、甲府市のぶどう、いちご狩り等の観光農業の振興に向けて、新たな品目や品種の導入等の生産対策の強化、受入れ体制の整備を支援します。
- 交流人口の増大を図るため、昇仙峡や清里、南アルプス等の観光資源を活用しつつ、都市農村交流の受入れ組織間のネットワーク化を促進するとともに、観光客に新鮮な野菜や果物等を提供する直売所の整備や管理運営を支援します。
- 耕作放棄地等を活用した市民農園の整備や都市住民のニーズに対応した農業体験メニューづくり、交流拠点施設の整備、農村を社会貢献活動等で活用する企業の農園づくり等を支援し、都市と農村の交流を促進します。
- 幹線道路と交流拠点や観光農園等とのアクセスの向上を推進します。

② 美しく住みやすい農村環境の整備

- 甲府市や北杜市の老朽化したため池の整備等により災害の未然防止を図るとともに、集落道路や農村公園等の整備を支援し、地域住民にとって潤いのある農村生活環境づくりを推進します。
- 農業者のみならず、地域住民、自治会、関係団体等で構成する組織による農業施設の保全活動、農村の自然や景観等を守る活動を支援します。
- 農村生活環境の改善や農業用排水の水質保全等を図るため、農村集落における生活雑排水の処理施設等の整備を推進します。

③ 鳥獣害のない地域づくり

- 北杜市や南アルプス市等の中山間地域における鳥獣被害を防止するため、電気柵等防止施設の計画的な整備を進めるとともに、サルの追い払い組織の育成等、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策を推進します。

2 峡東地域

(1) 競争力のある果樹産地づくりの推進

峡東地域は、本県を代表する果樹産地を形成していますが、近年、担い手の減少や高齢化が進むとともに、小区画で不整形なほ場に複数の品目が混在するため、作業効率が悪く、また、他作物への農薬の飛散が危惧される等様々な課題を抱えています。

そこで、競争力のある果樹産地として再生するため、産地を支える担い手の確保・育成を図るとともに、効率的な生産が可能となる果樹園の整備や担い手への農地の集約、集出荷体制の効率化等を推進します。

① 産地を支える担い手の確保・育成

- 「峡東地域担い手育成対策会議」を中心に果樹産地の中核を担う認定農業者や農業生産法人の育成を推進するとともに、就農年月の浅い新規就農者、女性や高齢者等の栽培技術向上に向けた指導を行います。
- 就農を前提に農村に移住し、農業生産活動や地域活動を行う都市住民等の活動の支援、さらに就農定着支援制度による農家子弟や新規参入者のスムーズな就農を支援します。
- 県の就農定着支援制度と管内市独自の就農支援制度の連携を図りながら、「ニューファーマー応援チーム」が、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関する総合的な支援を行います。
- 高齢化等による労働力不足の解消に向け、作業受委託や農作業機械の共同利用等の推進、援農システム等の補完労力の確保対策を支援します。

② 果樹生産基盤の再生と担い手への農地の集約化

- 山梨を象徴する果樹産地を維持、発展させるため、樹園地の基盤整備の必要性について広く啓発し、機運を高めます。
- プロジェクトチームを設置し、八代、大野寺、玉宮、春日居第一、笛吹川左岸、一宮北部、日川右岸、上栗原、山、万力、黒駒西、岩手地区を中心に地域の合意形成に向けた取組を支援するとともに、果樹産地のほ場整備や品目別団地化、集落営農を推進します。
- 担い手の育成や企業参入の促進、耕作放棄地の解消を進めるとともに、農地利用集積円滑化事業等を活用する中で、農地の集約を図ります。

③ 先進技術・省力技術や優良品種の普及・定着

- 本県のオリジナル品種や優良品種の地域への早期定着を図るため、栽培技術の確立と普及を推進するとともに、生産計画に基づき、樹園地の基盤整備とも連携した改植等を推進します。
- 果樹試験場等で確立された先進技術や省力技術の普及を進め、産地への定着を図ります。

④ 集出荷体制の強化と販売促進

- 光センサー選果機の導入や共選所の統合、峡東地域特選農産物ブランド化推進会議の検討を踏まえた販売の一元化等、集出荷体制の強化に向けた取組を支援するとともに、市場流通をはじめ、宅配や直売等多様な流通チャネルに対応した販売を促進します。

⑤ 高品質な醸造用原料ぶどうの生産体制の確立

- 日本一のワイン産地にふさわしい高品質な醸造用原料ぶどうを安定的に供給するため、ワイナリーとの契約栽培や高品質栽培技術の導入を促進するとともに、甲州種をはじめ醸造用専用種を生産するグループの育成や運営を支援し、地域に適した生産体制の確立を図ります。

⑥ 地域ぐるみによる効果的な鳥獣害防止対策の推進

- 野生鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、電気柵や防護柵の設置等の効果的な鳥獣害防止対策を推進します。
- 地域の被害状況や営農形態に応じた被害防止対策を進めるため、地域の合意形成を担うリーダーの育成を図り、地域ぐるみで組織的な取組を促進します。

(2) ブランド力の強化による地域農業の振興

峡東地域は、県内の果樹栽培面積の65%を占めており、ももやぶどうの地域ブランドが確立されるとともに、果樹園が織りなす四季折々の美しい景観を生み出し、峡東地域全体がくだものブランドとなっています。

また、果樹に特化した基盤を活かし、観光農園や農産物直売所、ワイナリー等の交流施設や農業体験のメニューが数多くあります。

そこで、こうしたブランド力の強化による地域農業の展開を図るため、ブランド価値を高める商品づくりの推進や、果実の輸出促進、交通網の整備により増加が見込まれる観光客をターゲットとした観光農業の振興等を推進します。

① ブランド力を高める商品づくり

- 特選農産物認証制度を活用した有利販売を図るため、特選農産物制度の認知度アップのためのPR活動を強化し、産地全体のイメージアップを図ります。
- インターネットによる産地や農産物の情報発信等により販路拡大を推進します。
- 峡東地域のブランド力を高める商材や商品を開発するため、生産から流通、販売までを一体的に捉え、他産業と連携しながら、農業経営の多角化を目指した果樹農業の6次産業化の取組を支援します。

② 果実の輸出促進

- 峡東地域のくだものブランド力を活かした果実の輸出を一層促進するため、JA等出荷団体が行う輸出向けのもも、ぶどう等の選果、梱包等の体制整備を支援するとともに、検疫措置に対応した選果員の技術向上研修や二重チェック体制の推進、病害虫防除等の栽培管理対策の強化を推進します。

③ 消費者の信頼を高める生産方式の導入

- 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培技術の普及、定着やエコファーマーの育成を図るとともに、環境保全型農業直接支払制度による環境負荷低減に向けた取組を支援します。
- 農産物の安全・安心や品質の向上、環境負荷の低減等を目的とするGAP（農業生産工程管理）の普及に向けて、農業団体や農業者への理解促進を図り、産地での取組を支援します。

④ 滞在型の農業・農村体験メニュー等の提供

- 地域資源をフル活用した果樹農業経営の多角化による所得向上を図るため、ぶどうやさくらんぼ狩り等の体験農園や農家レストラン等の開設による複合経営や作型の多様化等による生産対策の強化等、農業、農村体験の受入れ体制整備を支援します。
- 都市農村交流の拡大による地域の活性化を図るため、空家情報の提供や農家民宿の開業、市民農園の設置等による交流施設の整備を促進するとともに、都市住民の二地域居住など滞在型志向に即した受入れ体制づくりや農村を社会貢献活動等で活用する企業の農園づくりを推進します。

⑤ 農業・農村情報の県内外への発信

- 峡東地域の観光資源や農村景観、歴史的文化財等を一体的に結んだ新たな周遊ルートの設定や、各ルートで行える農村体験メニューのマップ化を促進するとともに、インターネットや雑誌等を活用した県内外への情報発信を推進します。

3 峡南地域

(1) こだわりの農産物づくりによる地域農業の活性化

峡南地域では、温暖な気候を活かした茶の栽培や、生産量は少ないものの、大塚にんじん、あけぼの大豆等、伝統的な農産物やこだわりの農産物が数多く生産されています。

こうした特色ある農産物の生産振興を通じて地域農業の活性化を図るため、栽培技術の改善や安定した販路の確保に向けた直売所の利活用、地産地消の取組等をより一層推進します。

① こだわりの農産物の生産振興

- 南部町を中心とした茶産地の維持発展に向けて、栽培技術の改善や品質向上、生産組織の育成等を推進します。
- 地域で行われている農業の特色を踏まえた新規就農希望者の掘り起こしを行い、その技術習得等を支援します。また、建設業等、他業種からの農業への新規参入を支援します。
- ニューファーマー応援チームにより、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関して支援します。
- 富士川町のゆず、市川三郷町のスイートコーン「甘々娘」や大塚にんじん、身延町のあけぼの大豆等、特色ある農産物の安定生産と多様な担い手による生産拡大に向けた取組を支援します。

② 農産物直売所の利活用の推進

- 直売所への農産物供給農家の確保・育成を図るとともに、消費者が求める品揃えや年間を通じた安定供給に向け、少量多品目栽培等の取組を支援します。
- 新鮮で安全・安心な地元農産物の販売強化を図るとともに、直売所の経営安定や相互の連携強化による一層の活性化を推進します。

③ 地元農産物への理解と利用の拡大

- 農産物の生産、加工等に取り組むグループや生産者団体等が開催する各種イベントを支援し、消費者への地元農産物の理解と地産地消の浸透を図ります。
- J A、生産組織、学校給食関係者による連携を強化し、学校給食への新鮮な地元農産物の利用拡大を推進します。
- 生産者が加工、販売を一体的に行う活動や新たな加工品開発等、6次産業化の取組を支援します。

(2) 地域の歴史と文化を活かした農村づくり

峡南地域は、県の南部に位置し、南アルプスの山々や南北に縦断する富士川に流れ込む支流の流域ごとに、豊かな自然や歴史・文化に育まれた地域資源、伝統的な地場産業等が根づいています。

中山間地域を中心に、農村の過疎化や担い手の高齢化が進む一方で、峡南地域を南北に貫く「中部横断自動車道」の整備が進められており、都市住民等の交流人口の増加が期待されています。

そこで、都市農村交流を基軸に、こうした地域資源を守り、育てていくとともに、中山間地域の農地の保全や耕作放棄地の再生活用、鳥獣害防止対策を促進する中で、歴史や文化を活かした魅力ある農村づくりを推進します。

① 地域間で連携した都市農村交流の推進

- 峡南地域の都市農村交流体験を推進する関係機関と連携し、新たな農業体験メニューの創出や交流イベント等の拡充を支援するとともに、企業の農園づくりを推進します。
- 農産物直売所や体験交流施設等への地域農産物や特産品等の供給を拡大し、これらの地域活性化施設の利活用による都市農村交流を推進します。

② 地域資源の有効活用

- 農業を基軸とした地域活性化を図るため、タケノコ、お茶、ゆば等の地域特産品や加工品の地域内外での利活用を促進するとともに、和紙や印章等の伝統工芸品、豊富な森林、身延山や温泉等の地域資源と合わせて、県内外への情報発信を推進します。

③ 中山間地域の農地の保全と活用の促進

- 中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく農業生産活動や、農地・水保管理対策による農家と地域住民が一体となった共同活動を支援し、耕作放棄地の発生防止や農村資源の管理、保全を推進します。
- 耕作放棄地の再生に向けて、省力作物の導入、体験農園の設置、企業の農業参入等、地域の状況に合わせた多様な活用を支援します。
- 身延町や南部町等の地すべり指定地域における地すべり防止対策や、市川三郷町や富士川町の老朽化したため池等の整備により、農地、農業用施設への被害を未然に防止する保全対策を推進します。

④ 地域ぐるみによる鳥獣害防止対策の推進

- 峡南地域鳥獣害防止対策会議における、農作物等の被害状況の把握、被害防止方策の検討や普及、被害防止事業の導入調整等を通じて、鳥獣害対策の強化を推進します。
- 被害状況調査に基づく集落内の巡回指導や被害防止技術講習会の開催、被害防止施設の整備等、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策を推進します。

4 富士・東部地域

(1) 冷涼な気象等を活かした畜産や野菜、花きの生産振興

富士・東部地域では、標高700m以上の地域において、夏季の冷涼な気象条件を活かした酪農や高原野菜、花きの生産が行われています。また、豊富な湧水を利用したクレソン、わさび等特産野菜の栽培やニジマスの養殖も盛んに行われています。

今後とも、こうした地域の特色を活かした畜産や野菜、花き等の生産振興を図るため、ブランド化や生産技術の向上を促進するとともに、地域農業を支える担い手の確保、育成を推進します。

① 富士ヶ嶺地区を中心とする畜産の振興

- 畜産農家の経営安定を図るため、自給飼料の作付拡大による低コスト化や、搾乳牛放牧による高品質化を推進するとともに、牛乳、乳製品の地域ブランドの確立、販路開拓等の取組を推進します。
- 家畜疾病の発生を防ぐため、農家段階での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、万一発生した場合でも、初期段階でまん延を防止するため、農家や農業団体等の関係者との連携や情報の共有化を図りながら、防疫マニュアルの徹底を進めます。
- 富士ヶ嶺バイオセンターにおける家畜ふん尿の堆肥化や耕種農家への安定供給を促進する等、有機性資源の利活用を推進します。

② 高原野菜、花き等のブランド化の推進

- 富士北麓で栽培されているスイートコーンのオリジナルブランド化を進めるとともに、鳴沢菜や道志村のクレソン、都留市の水かけ菜や曾雌ニンニク、富士吉田市、都留市のニジマス等の地域特産物の生産拡大を図り、生産組織の連携による共通ブランドでの販路拡大を促進します。
- 洋ラン、ニオイザクラ等の鉢花、ピオラ等の花壇苗について、地域に適した品種や新技術等の導入を推進するとともに、市町村、農業団体と連携したセールスプロモーションの開催等、販路拡大に向けた取組を支援します。

③ 地域農業を支える担い手の確保・育成

- 酪農や野菜、花き等の特色ある地域農業を支える担い手を確保・育成するため、認定農業者の一層の確保を図るとともに、新規参入者や定年帰農者等への技術や経営に関する指導を積極的に行い、多様な担い手の確保・育成を進めます。
- 地域に点在する農業者の組織化や、就農希望者の研修受入組織としての生産組合、企業の農園づくりを支えるグループ等、各地域に適した営農組織の育成を推進します。
- ニューファーマー応援チームにより、新規就農の研修中から担い手として地域に定着するまで、農業技術や農地、住宅、資金等に関して支援します。

④ 鳥獣害防止対策の強化

- 富士・東部地域野生鳥獣被害対策連絡会議を中心に、被害状況や防止技術等の情報交換を進めるとともに、鳥獣害防止技術指導員を中心とした地域ぐるみでの防止対策の取組を推進します。
- 地域ぐるみの点検に基づき、電気柵や防護柵、防鳥網等の設置、モンキーダッグの導入等、地域の状況に合わせた効果的な鳥獣害防止対策を推進します。

(2) 富士山麓等の観光と連携した農業の推進

富士・東部地域は、東京圏からの玄関口であり、富士山や富士五湖をはじめ、多摩源流等恵まれた観光資源を有しており、年間1,779万人の観光客が訪れています。

また、近年、道の駅やサービスエリア等において地元農産物を直売する取組が活発化し、販売額も年々増加するとともに、生産者と消費者とのふれあいの場ともなっており、地域の活性化につながっています。

そこで、豊かな観光資源を活かした都市農村交流や観光客も対象とした地産地消の取組等、観光と連携した農業を推進します。

① 中山間地域の総合的な整備の推進

- 地域住民が参加するワークショップ等を通じ合意形成を図りながら、地域の特色を活かした農産物の産地化に向け、農作業の効率化や生産性の向上を目指すほ場整備、農道等の農業生産基盤を中心とした整備を総合的に推進します。
- 観光資源に恵まれた地域性を活かし、都市農村交流を通じた中山間地域の活性化を図るため、加工体験施設や体験農園等の交流拠点の整備を推進します。
- 耕作放棄地の発生防止と有効活用を図るため、関係機関と連携し、耕作放棄地の実態調査に基づく再生手法の検討を行い、多様な担い手による地域の状況に合わせた活用策を展開します。

② 観光農園の開設等農業体験メニューの充実

- 富士北麓地域のさくらんぼやブルーベリーの摘み取りについて、地域の気候や標高等を活かし、観光に適した新品種、新品目の導入や宿泊施設等と連携した交流活動を促進します。
- 酪農風景や溪流、ニジマス等の地域食材を用いた料理、温泉等、豊かな自然と地域の文化や伝統を活かすとともに、来訪者の意見を取り入れた農村体験メニューづくりや受入体制の整備を推進します。
- 地域で捕獲されたニホンジカ等を地域の特産品として育成できるよう、ジビエの加工施設を有効活用し、調理方法や加工品の開発、販路開拓等を支援します。

③ 観光客等を対象とした直売所の利活用の促進

- 観光客等が求める地域農産物を年間を通じ安定して供給するため、生産品目の拡大や施設栽培による周年生産等の取組を支援するとともに、農産物直売所間の連携強化を促進します。
- 地元農産物を用いた加工品の開発を推進するため、農村女性や高齢者グループの起業化、道の駅、サービスエリア等での販売等の取組を推進します。
- 観光農業や地域情報の発信拠点としての直売所の体制づくりを推進するとともに、宿泊施設や飲食店等への地場産農産物の供給等、直売所の販路拡大に向けた取組を進めます。

④ 食育と連動した地元食材の活用促進

- 教育委員会や学校給食会と生産者等との推進会議の開催等により連携を深め、保育所や学校等の給食に提供する食材の品目や数量の拡大に向けた取組を促進します。

【参考資料】

1 やまなし農業ルネサンス大綱改定の経緯

平成23年 5月 9日 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会 設置

平成23年 6月 3日 第1回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・やまなし農業ルネサンス大綱の概要と進捗状況について
・改定の基本方針について

平成23年 8月31日 第2回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・農業ジャーナリスト 青山 浩子 氏による基調講演
・やまなし農業ルネサンス大綱の改定のポイントについて

平成23年10月11日 第3回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・やまなし農業ルネサンス大綱の改定素案について

平成23年11月 2日 パブリックコメントの実施（30日間）
～ 12月 1日

平成23年11月15日 地域説明会
～ 11月18日
・11月15日 富士・東部農務事務所
・11月17日 中北農務事務所
 峡南農務事務所
・11月18日 峡東農務事務所



2 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の農業振興の指針となる「やまなし農業ルネサンス大綱」(以下「大綱」という。)を改定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱し又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成24年3月31日までとする。

(委員会)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第5条 委員会は、大綱の改定に係る次に掲げる事項に関して検討するものとする。

- (1) 施策の方向と具体的な推進事項
- (2) 地域別重点推進事項
- (3) その他大綱の改定に関して必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

[別 表]

やまなし農業ルネサンス大綱 改定検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等
栗生田 修彦	NHK甲府放送局 放送部長
天野 洋子	(有) エルフィンインターナショナル 代表取締役
荻野 勇夫	山梨県農業会議 会長
梶原 雅巳	(有) 梶原農場 代表
小林 正毅	(社) 山梨県果樹園芸会 会長
小堀 夏佳	オイシックス(株) 商品本部 青果スーパーバイヤー
佐藤 裕子	山梨きら星ネット 会長
佐本 和男	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
白倉 政司	山梨県土地改良事業団体連合会 会長 (北杜市長)
堤 マサエ (委員長)	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 教授
長澤 利久	山梨県食品産業協議会 会長 ((株) はくばく 取締役会長)
廣瀬 久信	山梨県農業協同組合中央会 会長
藤原 弘	山梨日日新聞社 編集局長
向山 茂徳	(有) 黒富士農場 代表

(50音順、敬称略)



やまなし農業ルネサンス大綱

－ 未来につながるはつらつとした山梨農業－

編集 山梨県農政部農政総務課
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1
TEL : 055-237-1111 (代表)
URL : <http://www.pref.yamanashi.jp/nousei-som/index.html>
【写真：やまなし農村風景写真コンクール作品】